

				3
				変更後
	(一) 大学評価基準	専門職大学院（法科大学院分野）の評価に係る事項の変更		変更前
		二百五十万八千円に、一学級につき三十万八千円を加えた額（消費税込み）		変更前
2	変更前	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定める「法科大学院評価基準要綱」（令和三年二月改定）による	変更後	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定める「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構認証評価手数料規則」（令和七年六月改正）及び「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構追評価手数料規則」（令和七年六月改正）による
	変更後	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定める「法科大学院評価基準要綱」（令和七年六月改定）による	変更後	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定める「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構認証評価手数料規則」（令和七年六月改定）による
	(二) 評価に係る手数料の額	四百八万一千円（消費税込み）		
	変更前	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定める「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構追評価手数料規則」（令和七年六月改定）及び「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構追評価手数料規則」（令和七年六月改定）による	変更後	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定める「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構追評価手数料規則」（令和七年六月改定）による
1	変更前	一般社団法人日本助産評価機構専門職大学院のうち助産分野の評価に係る事項の変更 評価の実施体制	変更後	一般社団法人日本助産評価機構専門職大学院のうち助産分野の評価に係る事項の変更 評価の実施体制
	変更前	一般財団法人日本助産評価機構の定める「助産専門職大学院評価基準」（令和四年三月三十一日改定）による	変更後	一般財団法人日本助産評価機構の定める「助産専門職大学院認証評価事業基本規則」（令和七年三月二十六日改定）による
	変更後	一般財団法人日本助産評価機構の定める「助産専門職大学院評価基準」（令和四年三月三十一日改定）による	変更後	一般財団法人日本助産評価機構の定める「助産専門職大学院認証評価事業基本規則」（令和七年三月二十六日改定）による
	評価の実施体制	大学（短期大学を除く。）の評価に係る事項の変更		
	変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会大学評価に関する規程」（令和七年三月十七日改定）による	変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会大学評価に関する規程」（令和七年三月十七日改定）及び「公益財团法人大学基準協会異議申立審査に関する規程」（令和七年五月二十九日改定）による
2	短期大学の評価に係る事項の変更 評価の実施体制	公益財團法人大学基準協会の定める「公益財團法人大学基準協会短期大学認証評価規程」（令和七年三月十七日改定）による		
	変更前	公益財團法人大学基準協会の定める「公益財團法人大学基準協会短期大学認証評価規程」（令和七年三月十七日改定）による	変更後	公益財團法人大学基準協会の定める「公益財團法人大学基準協会短期大学認証評価規程」（令和七年三月十七日改定）及び「公益財团法人大学基準協会異議申立審査に関する規程」（令和七年五月二十九日改定）による

変更前	変更後	評価の実施体制	専門職大学院のうち公共政策系分野の評価に係る事項の変更	評価の実施体制	専門職大学院のうち経営系分野の評価に係る事項の変更	変更前
評価に関する規程」(令和七年三月十七日決定)による 議申立審査に関する規程」(令和七年五月二十九日改定)による	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証	評価に関する規程」(令和七年三月十七日決定)による 議申立審査に関する規程」(令和七年五月二十九日改定)による	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証	評価に関する規程」(令和七年三月十七日決定)及び「公益財団法人大学基準協会異議申立審査に関する規程」(令和七年五月二十九日改定)による	評価に関する規程」(令和七年三月十七日決定)による 議申立審査に関する規程」(令和七年五月二十九日改定)による	変更前
専門職大学院のうち知的財産系分野の評価に係る事項の変更	専門職大学院のうち公衆衛生系分野の評価に係る事項の変更	専門職大学院のうち公衆衛生系分野の評価に係る事項の変更	専門職大学院のうち公衆衛生系分野の評価に係る事項の変更	専門職大学院のうち公衆衛生系分野の評価に係る事項の変更	専門職大学院のうち公衆衛生系分野の評価に係る事項の変更	変更前
評価の実施体制	評価の実施体制	評価の実施体制	評価の実施体制	評価の実施体制	評価の実施体制	変更前
7	6	5	4	3	2	1

8 専門職大学院のうちグローバル・コミュニケーション系分野の評価に係る事項の変更
評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証に関する規程」(令和7年3月17日決定)による
変更後	議評公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証申請審査に関する規程」(令和7年3月17日決定)及び「公益財団法人大学基準協会異議申立審査に関する規程」(令和7年5月29日改定)による

9 専門職大学院のうちデジタルコンテンツ系分野の評価に係る事項の変更
評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証に関する規程」(令和7年3月17日決定)による
変更後	議評公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証申請審査に関する規程」(令和7年3月17日決定)及び「公益財団法人大学基準協会異議申立審査に関する規程」(令和7年5月29日改定)による

10 専門職大学院のうち広報・情報系分野の評価に係る事項の変更
評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証に関する規程」(令和7年3月17日決定)による
変更後	議評公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証申請審査に関する規程」(令和7年3月17日決定)及び「公益財団法人大学基準協会異議申立審査に関する規程」(令和7年5月29日改定)による

○ 農林水産省告示第三十七号

種苗法(平成十年法律第八十三号)第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第二項及び第二十一条の二第二項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年一月十四日 農林水産大臣 鈴木 憲和

1 (1) 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第31497号 令和8年1月14日	Oryza sativa L.	いなば姫	25	公益財団法人農業・環境・健康研究所 静岡県伊豆の国市浮橋1601番地1	令和3年11月29日

(2) 登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

(「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。)

2 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第31497号 令和8年1月14日	Oryza sativa L.	いなば姫	公益財団法人農業・環境・健康研究所 静岡県伊豆の国市浮橋1601番地1	なし	登録品種の育成に関する保護を認めない国以外の国で指定期間の対象となる品種を輸出する行為及び該国に對し最終消費目的をもつて収穫物を輸出する行為を制限する旨

○ 農林水産省告示第三十八号

種苗法(平成十年法律第八十三号)第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第二項及び第二十一条の二第二項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年一月十四日 農林水産大臣 鈴木 憲和

1 (1) 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第31498号 令和8年1月14日	Oryza sativa L.	サキホコレ	25	秋田県 秋田県秋田市山王四丁目1番1号	令和3年1月21日

(2) 登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

(「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。)

品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及年月日	登録品種の属性する農林水産植物	品種登録を受けた者の氏名又は名称	登録品種の名称	輸出する制限行為を規定する国
昭和六八年四月二日	トマト	大日本農業会社	トマト	日本

○国土交通省告示第三十一号
　海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第八条の規定に基づき、令和七年十一月二十日付けをもつて次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	輸出行為を制限する旨	指定国
第31498号 令和8年1月 14日	Oryza sativa L.	サキホコ	秋田県 秋田県秋田市山王 四丁目1番1号	なし	登録品種につき品種の育成に関する

○国土交通省告示第三十二号
　　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年十二月二十二日付けをもつて次のように型式承認したので、海洋汚染防止設備及び大気污染防治検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、告示する。

国土交通大臣 令和元年一月十日印	金子 慈文			
型式承認 番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第M-311号	硫黄酸化物放出 低減装置に備え る連続確認装置	G A A 610-M	ABB Engineering (Shanghai) Ltd.	No. 4528 Kangxin Highway, Pudong New District, Shanghai 201319 People's Republic of China

製造者	國士農工商聯合會
製造者住所	上海市浦東新區康馨路4528號
製造者電話	021-201319
製造者傳真	021-201319

○経済産業省告示第二号
　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第百五十三号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、令和八年一月十五日から施行する。

災害名	地城	指定の期間
令和七年台風第十五号等に伴う災害	静岡県	静岡市
榛原郡吉田町	焼津市 牧之原市	和八年四月十四日まで 令和七年九月五日から令

○国土交通省告示第三十号
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和八年一月十四日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年一月十四日
國土交通大臣
金
路線名 中央自動車道西宮線
道路の区域
区間
変更前 後別敷地の幅員
後 前 最大 最小 (メートル)
最大 最小 一六五
最小 一大五
五六六

変更前	変更後
(二) 変更年月日 令和八年一月一日	ジョン・マクドナルド
○東北地方整備局告示第三号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。	クリストファー・ジエイ・ウェーニキイ

規定により、都市計画事業の
法第六十二条第一項の規定に

一 施行者の名称 岩手県	二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十九年東北地方整備局告示第五十四号「戸都市計画道路事業三・四・一号上野西法寺線」
三 事業施工期間 自平成二十九年三月三日至令和十二年三月三十一日	四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし
○ 東北地方整備局告示第四号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。	○ 東北地方整備局告示第三号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
一 施行者の名称 岩手県 二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十四年東北地方整備局告示第八十七号「盛岡広域都市計画道路事業三・一・百六十六号盛岡駅本宮線」	一 施行者の名称 岩手県 二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十四年東北地方整備局告示第八十七号「盛岡広域都市計画道路事業三・一・百六十六号盛岡駅本宮線」
三 事業施工期間 自平成二十四年四月十二日至令和九年三月三十一日	三 事業施工期間 自平成二十四年四月十二日至令和九年三月三十一日
四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし	四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

区間	変更前	敷地の幅員	延長
佐島市安佐北区可部一丁目一五七番六から同市安佐北区可部四丁目一七三番七まで	一九・二六・三九・八二	メートル キロメートル	〇・一一二
佐島市安佐北区可部一丁目一五七番六から同市安佐北区可部四丁目一七三番七まで	一九・二六・三九・八二	メートル キロメートル	〇・一一二
○ 中国地方整備局告示第四号 次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。	一九・二六・三九・八二	メートル キロメートル	〇・一一二
その関係方面は、令和八年一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。 令和八年一月十四日	一九・二六・三九・八二	メートル キロメートル	〇・一一二

区間	変更前	敷地の幅員	延長
路線名 五十号	佐島市安佐北区可部一丁目一五七番六から同市安佐北区可部四丁目一九三番六まで	メートル キロメートル	〇・一一二
供用開始の期日 令和八年一月十四日	メートル キロメートル	〇・一一二	〇・一一二
○ 中国地方整備局告示第四号 次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。	メートル キロメートル	〇・一一二	〇・一一二
その関係方面は、令和八年一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。 令和八年一月十四日	メートル キロメートル	〇・一一二	〇・一一二

職業	お題 「旅」
住 所	(山折り)
電話番号	
生年月日	

弔詞 衆議院 国会事項
七年十月十七日村山富市君が死去されたので、同年十二月二十日、本院は次の弔詞を贈った。
元日本社会党中央執行委員長元社会民主党党首元衆議院議員正二位大勲位村山富市君は多年

憲政のために尽力し 内閣総理大臣の重責を負ふ
ない変革期の多難な国政を統理されました
君は 終始社会福祉の増進に心懸けました
し 国民生活の充実とわが国の国際的地位の向上に貢献されました その功績はまことに偉大
であります
衆議院は 君の長逝を哀悼し つつしんで弔詞

添付してあります
（注）個人情報の取扱いについて
・利用目的（二）で記載いただいた個人情報は、歌会始のために必要な範囲で利用します。
・利用及び提供の制限 法令に基づく開示要請があった場合その他特別な理由がある場合を除き、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供しません。

皇室事項

宮内庁

令和九年歌会始のお題及び詠進歌の詠進要領
令和八年一月十四日
「旅」と定められました。

(注) お題は「旅」ですが、歌に詠む場合は「旅」の文字が詠み込まれていればよく、「旅路」、「旅籠」、「旅愁」のような熟語にしても、差し支えありません。

二 詠進歌の詠進要領
(一) 詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。

(二) 書式は、半紙(習字用の半紙)を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名(本名、ふりがなつき、旧氏の併記も差し支えありません)、生年月日及び職業(なるべく具体的に)を縦書きで書いてください(書式図参照)。無職の場合は、「無職」と書いてください(以前に職業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください)。

(三) 用紙は、半紙とし、記載事項は全て毛筆で自書してください。ただし、海外から詠進する場合は、用紙は隨意(但、半紙サイズ二十四cm×三十三cmの横長)とし、毛筆でなくても差し支えありません。

(四) 病気又は身体障害のため毛筆にて自書することができない場合は左記によることができます。
ア 代筆(墨書)による。代筆の理由、代筆者の住所及び氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

イ 本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。この場合、これらの機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

ウ 視覚障害の方は、点字で詠進しても差し支えありません。
注意事項
次の場合には、詠進歌は失格となります。
(一) お題を詠み込んでいない場合、短歌の定型でないもの又用紙が縦長の場合
(二) 一人で二首以上詠進した場合や毛筆でない場合
(三) 一人で二首以上詠進した場合や毛筆でない場合
(四) 詠進歌が既に発表された短歌と同一又は著しく類似した短歌である場合
(五) その他の出版物、年賀状等により発表した場合を除き、同筆と認められるすべての詠進歌
(六) 住所、電話番号、氏名(生年月日)、職業を書いたいないものその他この詠進要領によらない場合
詠進の期間
お題発表の日から九月三十日までのものを有効とします。
消印が九月三十日までのものを有効とします。
郵便のあて先
〒一〇〇一八一 宮内庁とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。詠進歌は、小さく折つて封入して差し支えありません。
と書き添えてください。詠進歌は、小さく折つて封入して差し支えありません。
疑問がある場合には、直接、宮内庁とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。詠進歌は、小さく折つて封入して差し支えありません。
また、宮内庁本ホームページ(<https://www.kunaicho.go.jp>)を御参照ください。

印 叉 印

印 叉 印

貸金業法（昭和五十八年法律第三十一号）第三十三条规定による、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十一第四項の規定による公示する。

令和八年一月十四日

貸金業法第二十七条第一項第三項に掲げる事項

令和七年11月19日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事 (1)第09485号	株式会社ディーケーファイナンス
東京都知事 (1)第32043号	ストームハーバー証券株式会社
東京都知事 (1)第32044号	日本リバーバンド六号投資事業有限責任組合
福井県知事 (1)第00659号	ふくいキヤビタルパートナーズ第1号投資事業有限責任組合
大阪府知事 (1)第13037号	株式会社アイエイチケイ
大阪府知事 (1)第13038号	法興株式会社
大阪府知事 (1)第13039号	株式会社大阪No.1コーポレーション
日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があつた業者	
変更年月日	登録番号 (変更後の商号、名称又は氏名 (旧商号等)
令和7年10月1日	関東財務局長 (4)第00393号
令和7年10月1日	関東財務局長 (4)第0529号
令和7年11月19日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者(廃業)	
登録番号	商号、名称又は氏名
関東財務局長 (7)第1376号	三井住友トラストグループ株式会社
大阪府知事 (2)第13018号	SmartWe株式会社
東京都知事 (3)第31757号	日本リバーバンド四号投資事業有限責任組合
東京都知事 (1)第32022号	ACSLicus株式会社

登録番号 (1)第32018号	商号、名称又は氏名 サン
--------------------	-----------------

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定する」としたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年一月十四日から一週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長 橋本 雅道

(一) 路線の種類
一般国道
(二) 路線の種類
一般国道
(三) 占用を制限する区域

域

備考

長野市豊野町大倉字小日向101-1六番六から同市豊野町大倉字小日向110〇八番一まで

四 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保する事ができないと認められる場合

は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限するにによるものにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

令和八年一月十五日

関東地方整備局及び同局長野国道事務所

(五) 占用を制限する理由
占用の制限の開始の期日
(六) 国面縦覧場所
九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定する」としたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年一月十四日から一週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長 垣下 稔裕

(一) 路線の種類
一般国道
(二) 路線の種類
一般国道
(三) 占用を制限する区域

鹿屋市白水町一九八六番四から同市古里町五八一一番一まで

区

域

備考

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保する事ができないと認められる場合

は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限するにによるものにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

令和八年一月十五日

九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

(五) 占用を制限する理由
占用の制限の開始の期日
(六) 国面縦覧場所

令和七年11月19日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者(廃業)

鹿屋市白水町一九八六番四から同市古里町五八一一番一まで

区

備考

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保する事ができないと認められる場合

は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限するにによるものにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

令和八年一月十五日

公 告

細 報 告

社会保険労務士懲戒処分公告

下記の者については、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の2第1項及び第25条の3の規定に基づき、令和7年12月20日から1年の社会保険労務士の業務の停止の処分を行ったので、同法第25条の5の規定に基づき、公告する。

令和8年1月14日

厚生労働大臣 上野賢一郎
記

社会保険労務士 鍋島 信之
事務所の名称 やさしい社労士事務所
事務所の所在地 東京都千代田区九段南1-5-6りそな九段ビル5階

社会保険労務士登録番号 第13210341号
懲戒処分の対象となった行為 故意に、真正の事實に反して申請書等の作成を行ったこと及び社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったこと

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第7122号

静岡県熱海市網代627-90
申立人 中銀ライフケア南熱海管理組合
本籍静岡県熱海市網代627番地90、最後の住所神奈川県相模原市南区相模大野4丁目5番10-706号、死亡の場所神奈川県相模原市南区、死亡年月日令和5年6月7日、出生の場所高知県高知市帯屋町、出生年月日大正10年11月29日、職業不明

被相続人 亡 日下部喜美子
神奈川県相模原市中央区相模原2丁目1番5号サトウビル5階 法律事務所S
相続財産清算人 弁護士 長南 悠
催告期間満了日 令和8年8月13日

横浜家庭裁判所相模原支部

令和7年（家）第7129号

佐賀県小城市芦刈町浜枝川1657-1

申立人 辻 光子

本籍佐賀県小城市芦刈町浜枝川1657番地1、最後の住所神奈川県相模原市緑区東橋本3丁目15番16号セントラルケアホームプレシャス橋本、死亡の場所東京都町田市、死亡年月日令和元年11月15日、出生の場所東京府東京市、出生年月日昭和11年10月19日、職業不明

被相続人 亡 南里多喜子

佐賀県小城市三日月町長神田2236 吉丸法律事務所

相続財産清算人 弁護士 吉丸 雄輝

催告期間満了日 令和8年8月5日

横浜家庭裁判所相模原支部

令和7年（家）第40370号

札幌市中央区北1条西2丁目

申立人 札幌市

本籍北海道札幌市手稲区新発寒6条3丁目9番、最後の住所札幌市手稲区新発寒6条3丁目9番28号、死亡の場所北海道小樽市、死亡年月日令和5年12月19日、出生の場所東京都新宿区、出生年月日昭和54年3月8日、職業不明

被相続人 亡 櫻田 哲大

事務所札幌市中央区大通西11丁目 大通藤井ビル6階 弁護士法人佐々木総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 福田 友洋

催告期間満了日 令和8年8月15日

札幌家庭裁判所

令和7年（家）第81366号

大阪府箕面市箕面8丁目4番53号

申立人 本岡 厚二

本籍大阪府大阪市阿倍野区阪南町1丁目33番、最後の住所大阪市阿倍野区阪南町1丁目33番24号、死亡の場所大阪府大阪市住吉区、死亡年月日平成25年5月19日、出生の場所三重県一志郡八知村、出生年月日昭和7年12月10日、職業不明

被相続人 亡 藤原 納

大阪市中央区道修町1丁目6番7号 JMFビル北浜01 9階

相続財産清算人 弁護士 木虎 孝之

催告期間満了日 令和8年8月17日

大阪家庭裁判所

令和7年（家）第81542号

徳島県徳島市不動北町1丁目33-1

申立人 大川 高幸

本籍徳島県徳島市不動北町1丁目33番地1、最後の住所大阪府東大阪市三島1丁目28番10号、死亡の場所大阪府東大阪市、死亡年月日令和7年6月19日頃、出生の場所大阪府八尾市、出生年月日昭和36年11月13日、職業無職被相続人 亡 大川 正浩

大阪市中央区瓦町2-2-7 瓦路ビル10階

相続財産清算人 弁護士 岡井加文代

催告期間満了日 令和8年8月17日

大阪家庭裁判所

令和7年（家）第81685号

大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル705号室

申立人 藤井 伸介

本籍大阪府大阪市生野区小路東5丁目16番地、最後の住所大阪府池田市八王寺1丁目8番204-106号、死亡の場所大阪府豊中市、死亡年月日令和7年12月9日、出生の場所大阪府大阪市旭区、出生年月日昭和15年10月9日、職業不明

被相続人 亡 石丸 隆雄

大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル705号室

相続財産清算人 弁護士 藤井 伸介

催告期間満了日 令和8年8月17日

大阪家庭裁判所

令和7年（家）第1227号

和歌山市秋月462-16

申立人 湯川 多起

本籍和歌山県和歌山市北中島1丁目1番、最後の住所和歌山市北中島1丁目1番25号、死亡の場所和歌山県和歌山市、死亡年月日不詳、出生の場所和歌山県和歌山市、出生年月日昭和36年4月15日、職業会社員

被相続人 亡 中山貴与美

和歌山市板屋町22番地和歌山中央通りビル403号田中祥博法律事務所

相続財産清算人 弁護士 田中 祥博

催告期間満了日 令和8年8月17日

和歌山家庭裁判所

令和7年（家）第7261号

福岡県福岡市東区青葉6丁目35番43号

申立人 渡邊 英代

本籍福岡県筑後市大字尾島700番地1、最後の住所福岡県福岡市西区今宿駅前1丁目4番4-401号R. T. コート、死亡の場所福岡県筑後市、死亡年月日推定令和7年6月1日から10日までの間、出生の場所福岡県大牟田市、出生年月日昭和34年2月8日、職業不明被相続人 亡 池田 晃二

事務所福岡県福岡市中央区六本松2丁目6-6ヒルトップビルディング3階

相続財産清算人 弁護士 石田 淳

催告期間満了日 令和8年8月31日

福岡家庭裁判所

令和7年（家）第7306号

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670番地

申立人 株式会社 And D o ホールディングス

本籍大分県大分市大字畑中939番地3、最後の住所福岡県宗像市くりえいと2丁目10番2号、死亡の場所福岡県古賀市、死亡年月日令和7年6月14日、出生の場所兵庫県神戸市垂水区、出生年月日昭和37年8月30日、職業不明

被相続人 亡 高倉 茂喜

事務所福岡県福岡市中央区舞鶴3丁目2番1号ヤマウビル4階

相続財産清算人 弁護士 石田 光史

催告期間満了日 令和8年8月31日

福岡家庭裁判所

令和7年（家）第7309号

福岡県福岡市東区菅松4丁目4番31号

申立人 エバーライフ菅松第1管理組合

本籍長崎県壱岐市勝本町本宮西触973番地、最後の住所福岡県福岡市東区菅松4丁目4番31-302号エバーライフ菅松第1、死亡の場所福岡県福岡市東区、死亡年月日令和7年3月4日、出生の場所福岡県福岡市、出生年月日昭和34年8月14日、職業不明

被相続人 亡 若宮 洋子

事務所福岡県福岡市中央区舞鶴2丁目2番11号富士ビル赤坂4階

相続財産清算人 弁護士 石坂 崇彦

催告期間満了日 令和8年8月31日

福岡家庭裁判所

令和7年（家）第7325号
 福岡県福岡市東区名島1丁目2番15
 申立人 マンション名島管理組合
 本籍福岡県福岡市東区名島1丁目2番、最後の住所福岡県福岡市東区名島1丁目2番15-305号、死亡の場所福岡県福岡市東区、死亡年月日平成25年2月12日、出生の場所熊本県宇土郡不知火村、出生年月日昭和2年3月24日、職業不明
 被相続人 亡 崎尾 一女
 事務所福岡県福岡市中央区舞鶴1丁目3番14号小榎ビル4階
 相続財産清算人 弁護士 生野 哲朗
 催告期間満了日 令和8年8月31日
 福岡家庭裁判所

令和7年（家）第30222号
 仙台市青葉区一番町1丁目16番23号 一番町スクエア3階
 申立人 金澤 孝司
 本籍福島県福島市仲間町31番地、最後の住所仙台市青葉区川内瀬橋通38番地 早坂愛生会病院、死亡の場所宮城県仙台市青葉区、死亡年月日令和7年9月20日、出生の場所福島県福島市、出生年月日昭和31年3月24日、職業無職
 被相続人 亡 小川 英夫
 仙台市青葉区片平1丁目2番34号 小野法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 後藤 雄大
 催告期間満了日 令和8年7月27日
 仙台家庭裁判所

令和7年（家）第20129号
 東京都港区浜松町2丁目3番1号
 申立人 リサR T債権回収株式会社
 本籍栃木県宇都宮市雀の宮3丁目354番地、最後の住所栃木県河内郡上三川町大字梁492番地5、死亡の場所栃木県河内郡上三川町、死亡年月日令和5年5月30日、出生の場所栃木県河内郡雀宮村、出生年月日昭和19年3月1日、職業不明
 被相続人 亡 吉田 晃
 栃木県宇都宮市操町8番21号 法律事務所コンフォルト
 相続財産清算人 弁護士 白土 陽子
 催告期間満了日 令和8年7月25日
 宇都宮家庭裁判所

令和7年（家）第80477号
 栃木県栃木市岩舟町静和558番地24
 申立人 本重みどり
 本籍埼玉県さいたま市大宮区桜木町2丁目902番地、最後の住所埼玉県さいたま市大宮区桜木町2丁目902番地2417号室、死亡の場所栃木県宇都宮市、死亡年月日令和6年11月18日、出生の場所茨城県水戸市、出生年月日昭和61年7月7日、職業弁護士
 被相続人 亡 稲葉 栄憲
 事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂3-7-6武笠ビル4階荒川法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 出井 宏幸
 催告期間満了日 令和8年7月23日
 さいたま家庭裁判所

令和7年（家）第30159号
 東京都羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1羽村市役所
 申立人 東京都羽村市
 本籍千葉県佐倉市角来1464番地16、最後の住所千葉県佐倉市角来1464番地16、死亡の場所千葉県佐倉市、死亡年月日令和6年5月15日、出生の場所千葉県成田市、出生年月日昭和42年8月22日、職業無職
 被相続人 亡 服部 一実
 事務所千葉市中央区中央3丁目10番6号北野京葉ビル8階真田・中間・谷中綜合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 谷中 晃
 催告期間満了日 令和8年8月18日
 千葉家庭裁判所佐倉支部

令和7年（家）第30163号
 東京都新宿区西新宿2丁目6番1号
 申立人 SBIエステートファイナンス株式会社
 本籍千葉県佐倉市江原台2丁目1番地2、最後の住所千葉県佐倉市江原台2丁目1番地2、死亡の場所千葉県佐倉市、死亡年月日令和7年3月27日、出生の場所千葉県銚子市、出生年月日昭和24年7月11日、職業会社員
 被相続人 亡 大柳 正明
 事務所千葉市中央区中央3丁目10番6号北野京葉ビル602ふさの葉法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 小西 朱見
 催告期間満了日 令和8年8月17日
 千葉家庭裁判所佐倉支部

令和7年（家）第20096号
 千葉県千葉市中央区市場町1番1号
 申立人 千葉県
 本籍宮城県気仙沼市古町2丁目6番、最後の住所栃木県小山市大字雨ヶ谷新田25番地1、死亡の場所栃木県小山市、死亡年月日令和4年6月14日、出生の場所北海道空知郡三笠町、出生年月日昭和29年1月6日、職業不詳
 被相続人 亡 鈴木 恵一
 事務所千葉県木更津市新田2丁目6番1号かずさ総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 高橋 信正
 催告期間満了日 令和8年7月21日
 千葉家庭裁判所木更津支部

令和7年（家）第7229号
 川崎市中原区井田1丁目27番15号
 申立人 田邊 晃
 本籍神奈川県川崎市中原区井田1丁目1012番地、最後の住所川崎市中原区井田1丁目27番15号、死亡の場所神奈川県川崎市中原区、死亡年月日令和7年7月30日、出生の場所神奈川県川崎市、出生年月日昭和43年4月28日、職業自営業
 被相続人 亡 田邊 英次
 川崎市川崎区砂子1丁目10番地2ソシオ砂子ビル303 川崎相続遺言法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 関口 英紀
 催告期間満了日 令和8年7月30日
 横浜家庭裁判所川崎支部

令和7年（家）第5113号
 福井県福井市成和1丁目206番地の21ビルプレ成和701号室
 申立人 坪田 裕子
 本籍福井県三方上中郡若狭町南前川第28号28番地、最後の住所福井県福井市石盛2丁目2015番地グループホームちいさなチカラ、死亡の場所福井県福井市、死亡年月日令和7年10月20日、出生の場所福井県三方郡三方町、出生年月日昭和26年8月17日、職業無職
 被相続人 亡 岩本百合子
 福井県越前市新町9号10番地4シティビル3階えちぜん法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 寺田 昇市
 催告期間満了日 令和8年7月26日
 福井家庭裁判所

令和7年（家）第608号
 岐阜市寺町19番地
 申立人 鶴棲院
 本籍岐阜県岐阜市竜田町3丁目9番地、最後の住所岐阜市竜田町3丁目9番地、死亡の場所岐阜市、死亡年月日平成29年3月6日、出生の場所岐阜県岐阜市、出生年月日昭和6年6月4日、職業不明
 被相続人 亡 長谷部きみ子
 事務所岐阜市神田町1-1-5 岐阜神田町ビル6階 小森正悟法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 石田 英高
 催告期間満了日 令和8年7月31日
 岐阜家庭裁判所

令和7年（家）第30181号
 静岡市清水区堂林2丁目16番16号
 申立人 司法書士 小倉 実
 本籍静岡県静岡市清水区日の出町4番地1、最後の住所静岡市清水区承元寺町1341番地特別養護老人ホーム白扇閣、死亡の場所静岡県静岡市清水区、死亡年月日令和7年9月5日、出生の場所静岡県清水市、出生年月日昭和15年3月6日、職業無職
 被相続人 亡 杉山 初江
 静岡市清水区堂林2丁目16番16号
 相続財産清算人 司法書士 小倉 実
 催告期間満了日 令和8年8月5日
 静岡家庭裁判所

令和7年（家）第2163号
 愛知県一宮市丹羽字堀口1001番地
 申立人 バレス一宮自治会
 代表者会長 高橋 有樹
 本籍愛知県津島市寺野町字下ノ町52番地、最後の住所愛知県一宮市丹羽字堀口1001番地バレス一宮305号、死亡の場所愛知県一宮市、死亡年月日推定令和7年8月23日、出生の場所名古屋市中村区、出生年月日昭和20年5月10日、職業不詳
 被相続人 亡 後藤 芳之
 愛知県一宮市榮1丁目8番12号 一宮栄ビル4階 弁護士法人アストラル
 相続財産清算人 篠塚 祐子
 催告期間満了日 令和8年7月17日
 名古屋家庭裁判所一宮支部

令和7年(家)第984号
 愛知県西尾市新村町元屋敷176番地
 申立人 杉山実千夫
 本籍愛知県岡崎市井田町字鎌研17番地、最後の住所愛知県安城市寺領町クシ林52番地、死亡の場所愛知県安城市、死亡年月日令和6年7月頃から10月頃までの間、出生の場所愛知県岡崎市、出生年月日昭和34年2月17日、職業無職
 被相続人 亡 樺原 裕治
 愛知県安城市桜町17番5号A Pビル3階 大見法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 大見 宏
 催告期間満了日 令和8年7月31日
 名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和7年(家)第389号
 三重県員弁郡東員町城山2-28-18
 申立人 大西 敏行
 本籍三重県度会郡大紀町阿曾2046番地3、最後の住所三重県松阪市嬉野津屋城町637番地46、死亡の場所三重県松阪市、死亡年月日令和5年2月26日、出生の場所三重県度会郡瀧原町、出生年月日昭和24年9月14日、職業アルバイト
 被相続人 亡 大西 修
 三重県桑名市寿町3丁目11番 太平洋桑名ビル6階 伊勢湾総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 松井 太一
 催告期間満了日 令和8年7月31日
 津家庭裁判所

令和7年(家)第2132号
 滋賀県野洲市比留田906番地
 申立人 加賀爪真由美
 本籍滋賀県栗東市伊勢落514番地、最後の住所滋賀県栗東市伊勢落514番地、死亡の場所滋賀県栗東市、死亡年月日平成29年1月28日、出生の場所滋賀県草津市、出生年月日昭和53年1月11日、職業会社員
 被相続人 亡 青木 勝也
 大津市梅林1丁目3番25号 大津駅前1st
 森田ビル2階 京津法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 杉本 周平
 催告期間満了日 令和8年8月17日
 大津家庭裁判所

令和7年(家)第81554号
 大阪市阿倍野区旭町1丁目1番10号竹澤ビル3階
 申立人 佐野 哲也

本籍大阪府大阪市西成区天下茶屋1丁目3番地、最後の住所大阪市東住吉区今川4丁目2番4号、死亡の場所大阪府大阪市東住吉区、死亡年月日令和7年5月23日、出生の場所兵庫県神戸市葺合区、出生年月日昭和6年5月23日、職業無職
被相続人 亡 明石 道子
大阪市北区東天満2丁目8番1号 若杉センタービル別館904号
相続財産清算人 弁護士 小野 宙
催告期間満了日 令和8年8月17日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第81612号
大阪市旭区太子橋3-2-8
申立人 淀川パークハウス管理組合
本籍京都府京都市東山区大和大路通正面下る茶屋町527番地、最後の住所大阪市旭区太子橋3丁目2番1-414号、死亡の場所大阪府大阪市旭区、死亡年月日令和6年11月1日頃から10日頃までの間、出生の場所愛媛県西条市、出生年月日昭和37年2月22日、職業不明
被相続人 亡 脇村 信樹
大阪市中央区北浜2-6-18淀屋橋スクエア12階
相続財産清算人 弁護士 嶋野 修司
催告期間満了日 令和8年8月17日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第4294号
大阪府河内長野市桐ヶ丘2-2
申立人 竹ヶ鼻京子
本籍大阪府河内長野市小山田町448番地2、最後の住所大阪府河内長野市楠町東1832番地の4、死亡の場所大阪府四條畷市、死亡年月日令和7年3月7日、出生の場所大阪府大阪市東淀川区、出生年月日昭和54年10月9日、職業会社員
被相続人 亡 竹ヶ鼻良平
事務所大阪市中央区南船場2丁目12番16号ルグラン心斎橋9階
相続財産清算人 弁護士 井本 雅之
催告期間満了日 令和8年7月30日
大阪家庭裁判所堺支部

令和7年(家)第4298号
大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号
申立人 羽曳野市福祉事務所長 田中 直明
本籍大阪府羽曳野市広瀬287番地5、最後の住所大阪府羽曳野市広瀬287番地の5、死亡の場所大阪府富田林市、死亡年月日令和4年

2月4日、出生の場所大阪府大阪市西成区、
出生年月日昭和16年1月26日、職業不詳
被相続人 亡 高間 秀和
事務所大阪市北区中崎西2丁目1番1号ゼネラルビル3階
相続財産清算人 弁護士 高砂健太郎
催告期間満了日 令和8年7月30日
 大阪家庭裁判所堺支部

令和7年(家)第2131号
大阪府岸和田市岸城町7番1号
申立人 岸和田市長 佐野 英利
本籍大阪府岸和田市下野町1丁目804番地、
最後の住所大阪府岸和田市上松町3丁目10番
14号、死亡の場所大阪府岸和田市、死亡年月
日令和7年8月12日、出生の場所大阪府岸和
田市、出生年月日昭和18年8月6日、職業不
明
被相続人 亡 松下 宏
大阪市中央区南船場4丁目3番11号大阪豊田
ビル2階
相続財産清算人 弁護士 福岡 宏海
催告期間満了日 令和8年8月17日
 大阪家庭裁判所岸和田支部

令和7年(家)第20449号
兵庫県神戸市中央区明石町32番地 明海ビル
8階 神戸プライ特法律事務所
申立人 大野 彰子
本籍兵庫県神戸市東灘区御影2丁目1363番地
2、最後の住所兵庫県伊丹市車塚1丁目32番
地7ロイヤルケア、死亡の場所兵庫県伊丹市、
死亡年月日令和7年10月3日、出生の場所台
湾台北州台北市、出生年月日大正14年12月7
日、職業無職
被相続人 亡 菊川 美代
兵庫県尼崎市潮江1丁目3番30号 K D I ビ
ル4階尼崎駅前法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小林 靖子
催告期間満了日 令和8年7月31日
 神戸家庭裁判所伊丹支部

令和7年(家)第1143号
大阪府大阪市住吉区長居東4丁目9番14—
401号
申立人 高松 尚子
本籍奈良県橿原市石原田町121番地2、最後
の住所奈良県橿原市石原田町121番地の2、
死亡の場所大阪府大阪市平野区、死亡年月日

令和7年9月23日、出生の場所大阪府大阪市東住吉区、出生年月日昭和46年6月19日、職業無職
被相続人 亡 田嶋 恵
奈良市大宮町5丁目3-14不動ビル402法律事務所奈良中央
相続財産清算人 弁護士 上羽 徹
催告期間満了日 令和8年8月3日
奈良家庭裁判所葛城支部

令和7年(家)第30094号
千葉県富里市日吉台6丁目30番地14
申立人 占部 恵子
本籍広島県福山市鞆町後地2052番地、最後の住所広島県福山市鞆町後地2052番地1、死亡の場所広島県福山市、死亡年月日令和7年3月18日、出生の場所岡山県吉備郡久代村、出生年月日昭和7年2月21日、職業不明
被相続人 亡 片岡 初音
広島市南区宇品東7丁目4番7-1号
相続財産清算人 司法書士 柴崎 明徳
催告期間満了日 令和8年7月21日
広島家庭裁判所福山支部

令和7年(家)第5049号
山口県周南市大字四熊963番地
申立人 中村 文男
本籍山口県周南市大字四熊963番地、最後の住所山口県周南市大字四熊963番地、死亡の場所山口県下松市、死亡年月日令和7年6月27日、出生の場所山口県新南陽市、出生年月日昭和47年12月9日、職業会社員
被相続人 亡 中村 貴行
山口県周南市梅園町3丁目5番2号
相続財産清算人 弁護士 中村友次郎
催告期間満了日 令和8年7月31日
山口家庭裁判所周南支部

令和7年(家)第1176号
高知県高知市五台山5015番地1
申立人 高知県農業協同組合
本籍高知県南国市甘枝1590番地、最後の住所高知市神田1068番地1 あつとホーム、死亡の場所高知県高知市、死亡年月日令和7年5月26日、出生の場所高知県長岡郡十市村、出生年月日昭和12年3月1日、職業無職
被相続人 亡 二宮 翠
事務所高知県南国市東崎947番地1
相続財産清算人 司法書士 川井 大輔
催告期間満了日 令和8年7月30日
高知家庭裁判所

令和7年(家)第9119号

長崎市大浜町334番地1
申立人 原 徳幸
本籍長崎県長崎市上戸町3丁目1番地208、
最後の住所北海道帯広市西十六条南4丁目36番8号、死亡の場所北海道帯広市、死亡年月日令和7年4月16日、出生の場所長崎県長崎市、出生年月日昭和54年11月16日、職業自衛官
被相続人 亡 大石 昌宏
長崎市興善町4-6 田都ビル502 プラスワン法律事務所
相続財産清算人 弁護士 増崎 勇太
催告期間満了日 令和8年7月24日
長崎家庭裁判所

令和7年(家)第1002号

宮崎県東臼杵郡門川町上町4丁目24県営下水流団地C棟5号
申立人 江藤 愛
本籍宮崎県東臼杵郡門川町南町4丁目72番地、最後の住所宮崎県東臼杵郡門川町加草4丁目199番地、死亡の場所宮崎県宮崎市、死亡年月日令和5年12月25日、出生の場所宮崎県東臼杵郡門川町、出生年月日昭和50年9月29日、職業自営業
被相続人 亡 江藤 武士
宮崎県東臼杵郡門川町上町6丁目31番
相続財産清算人 司法書士 諸閑 美加
催告期間満了日 令和8年7月31日
宮崎家庭裁判所延岡支部

令和7年(家)第7315号

福岡県筑紫野市石崎1丁目1番1号
申立人 筑紫野市
本籍福岡県久留米市野中町145番地、最後の住所福岡県筑紫野市桜台1丁目1番6-303号、死亡の場所福岡県太宰府市、死亡年月日令和5年1月5日、出生の場所福岡県久留米市、出生年月日昭和15年1月30日、職業不明
被相続人 亡 島田 紀子
事務所福岡県太宰府市觀世音寺5丁目1番3号
相続財産清算人 司法書士 陣内 秀昭
催告期間満了日 令和8年9月15日
福岡家庭裁判所

令和7年(家)第7327号

福岡県福岡市早良区室見1丁目1番1号
申立人 ライオンズマンション室見管理組合

本籍佐賀県杵島郡白石町大字深浦6013番地口、最後の住所福岡県福岡市早良区室見1丁目1番1-802号ライオンズマンション802、死亡の場所福岡県福岡市早良区、死亡年月日令和7年2月10日、出生の場所佐賀県杵島郡龍王村、出生年月日昭和21年11月10日、職業不明
被相続人 亡 小森 吾一
事務所福岡県福岡市東区箱崎3丁目5番38-201号
相続財産清算人 司法書士 國府寺恵子
催告期間満了日 令和8年9月15日
福岡家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第3076号

静岡県掛川市亀の甲2丁目15番9号 掛川総合法律事務所
申立人 岡崎 育
本籍静岡県御前崎市上朝比奈732番地2の2、最後の住所静岡県御前崎市上朝比奈732番地の2、死亡の場所静岡県御前崎市、死亡年月日平成30年2月1日、出生の場所静岡県小笠郡朝比奈村、出生年月日昭和27年3月25日、職業不明
被相続人 亡 河原崎敏惠
催告期間満了日 令和8年8月4日
静岡家庭裁判所掛川支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(家)第16号

東京都大田区田園調布本町55番12号
申立人 株式会社チップソージャパン
代表者代表取締役 鈴木 聰
権利を争う旨の申述の終期 令和8年3月31日
令和7年12月19日
大阪簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通
手形番号 G64972
金額 116,683円
支払期日 令和6年7月16日
支払地 大阪市
支払場所 株式会社りそな銀行桜川支店
振出日 令和6年2月13日
振出地 白地
振出人 マツモト産業株式会社 代表取締役
釘貫 恭造
受取人 申立人
最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年(家)第574号

大阪府茨木市白川3丁目2-7-410
申立人 原口 マリ
本籍兵庫県明石市二見町西二見1127番地、最後の住所兵庫県神戸市垂水区五色山4丁目16番1-303号
不在者 皆吉 大志
昭和53年5月13日生
届出期間満了日 令和8年4月16日
神戸家庭裁判所

令和7年(家)第751号

神戸市西区桜が丘中町1丁目6番地の12
申立人 市村 忠彦
本籍和歌山県橋本市市脇3丁目377番地、最後の住所神戸市西区桜が丘中町1丁目6番地の12
不在者 市村 忠雄
昭和19年11月11日生
届出期間満了日 令和8年4月16日
神戸家庭裁判所

令和7年(家)第355号

三重県三重郡菰野町潤田1095-1
申立人 伊藤 寛子

本籍三重県津市河芸町千里ヶ丘32番地2、最後の住所三重県津市河芸町千里ヶ丘32番地2
不在者 佐藤 貞義
昭和6年5月17日生
届出期間満了日 令和8年5月8日
津家庭裁判所

令和7年(家)第614号

北九州市小倉北区大畠1丁目7番6号 第3みどり荘103
申立人 松田とみ子
本籍大分県中津市本耶馬渓町跡田2066番地、最後の住所北九州市小倉北区霧ヶ丘1丁目8番5号
不在者 松田 源治
昭和16年2月23日生
届出期間満了日 令和8年4月20日
福岡家庭裁判所小倉支部

令和7年(家)第879号

福岡県糟屋郡志免町別府西3丁目10番17号
申立人 甲斐 倍
本籍宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折13289番地、最後の住所本籍に同じ
不在者 甲斐 秀生
昭和14年11月18日生
届出期間満了日 令和8年4月17日
宮崎家庭裁判所延岡支部

令和7年(家)第119号

秋田市山王6丁目10番9号
申立人 菊地喜久雄
本籍秋田県秋田市柳田字佐渡端236番地、最後の住所秋田市柳田字佐渡端236番地
不在者 鎌田銀一郎
昭和2年10月3日生
届出期間満了日 令和8年4月27日
秋田家庭裁判所

令和7年(家)第181号

茨城県ひたちなか市大字津田2762番地23
申立人 高橋 司
本籍茨城県ひたちなか市大字津田2762番地23、最後の住所栃木県小山市城東2丁目10番16号齋藤マンション205号室
不在者 高橋 利明
昭和41年7月6日生
届出期間満了日 令和8年5月31日
宇都宮家庭裁判所栃木支部

令和7年(家)第588号
岐阜県養老郡養老町飯田1373番地アル・ソーレA-5
申立人 児玉 洋美
本籍岐阜県養老郡養老町鶯巣1296番地1、最後の住所岐阜県養老郡養老町鶯巣1296番地1
不在者 大倉 忠美
昭和9年11月4日生
届出期間満了日 令和8年4月20日
岐阜家庭裁判所大垣支部

令和7年(家)第894号
名古屋市守山区鳥羽見2丁目2番9号
申立人 大川壽美子
本籍愛知県東海市荒尾町向山21番地、最後の住所愛知県小牧市春日寺2丁目233番地
不在者 後藤 保成
昭和34年1月18日生
届出期間満了日 令和8年4月22日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第3015号
大阪府八尾市緑ヶ丘5-103-21
申立人 清水 光子
本籍兵庫県宍粟市山崎町中野122番地、最後の住所大阪府池田市宇保町15番15号
不在者 清水 永三
昭和8年4月30日生
届出期間満了日 令和8年4月20日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第4566号
福岡県京都郡みやこ町犀川本庄644番地2
申立人 浅倉加代子
本籍福岡県京都郡みやこ町犀川本庄644番地2、最後の住所大阪府大阪市西淀川区姫里1丁目15番17号
不在者 浅倉 雅人
昭和39年6月23日生
届出期間満了日 令和8年4月20日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第225号
群馬県伊勢崎市田部井町2丁目1248番地21
申立人 星野由起子
本籍群馬県伊勢崎市宮子町3542番地11、最後の住所ブラジル国サンパウロ州
不在者 福島 郁夫
昭和31年12月27日生
届出期間満了日 令和8年4月30日
前橋家庭裁判所

令和7年(家)第168号
千葉県山武郡九十九里町片貝6587番地
申立人 田邊 和子
本籍千葉県山武郡九十九里町片貝6587番地、最後の住所千葉県山武郡九十九里町片貝6587番地
不在者 田邊 敏雄
昭和19年1月10日生
届出期間満了日 令和8年4月20日
千葉家庭裁判所八日市場支部

令和7年(家)第32号
福島県南相馬市原町区本陣前3丁目337番地の4エクスパート1 104号室
申立人 川村 久
本籍新潟県村上市荒島893番地、最後の住所新潟県岩船郡荒川町大字荒島893番地
不在者 高林 栄子
昭和36年4月2日生
届出期間満了日 令和8年4月28日
新潟家庭裁判所新発田支部

令和7年(家)第2367号
山梨県山梨市小原西1074番地
申立人 萩原 勝
本籍山梨県山梨市市川862番地、最後の住所山梨県甲府市後屋町以下不詳
不在者 萩原 仁
昭和44年1月29日生
届出期間満了日 令和8年4月20日
甲府家庭裁判所

令和7年(家)第4026号
徳島県徳島市東吉野町2丁目24番地
申立人 藤澤 秀吉
本籍徳島県美馬市美馬町字境目150番地、最後の住所大阪府大阪市生野区舍利寺1丁目10番6号 植木莊
不在者 戸島 正和
昭和20年11月1日生
届出期間満了日 令和8年4月22日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第81号
福岡県嘉麻市鴨生144番地52
申立人 山内奈緒美
本籍福岡県嘉麻市上山田575番地、最後の住所福岡県嘉麻市鴨生144番地52
不在者 山内タズ子
昭和10年4月1日生
届出期間満了日 令和8年4月30日
福岡家庭裁判所飯塚支部

令和7年(家)第198号
鳥取県東伯郡北栄町由良宿1201番地
申立人 岩本 昌樹
本籍鳥取県東伯郡北栄町由良宿1201番地、最後の住所佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2727番地1B-503号
不在者 岩本 弘樹
昭和62年11月25日生
届出期間満了日 令和8年5月16日
佐賀家庭裁判所

令和7年(家)第26号
沖縄県沖縄市明道1丁目20-15丸善マンションB棟202
申立人 德元 京子
本籍沖縄県うるま市与那城平安座8055番地、最後の住所沖縄県中頭郡与那城村平安座8055番地
不在者 伊計 安彦
昭和32年6月20日生
届出期間満了日 令和8年5月1日
那霸家庭裁判所沖縄支部

失踪宣告

令和7年(家)第373号
本籍青森県弘前市大字樋の口1丁目9番地6、最後の住所青森県弘前市大字樋の口1丁目9番地6
不在者 成田 成三
昭和18年9月15日生
令和7年12月18日失踪宣告審判確定
青森家庭裁判所弘前支部裁判所書記官

令和7年(家)第769号
本籍高知県南国市天行寺937番地1、最後の住所横浜市中区本牧町1丁目131
不在者 宮地 絹子
大正5年3月30日生
令和7年12月18日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第20号
本籍鹿児島県鹿屋市串良町有里2881番地、最後の住所鹿児島県鹿屋市串良町有里2880番地
不在者 内西 チ工
昭和9年12月12日生
令和7年12月16日失踪宣告審判確定
鹿児島家庭裁判所鹿屋支部裁判所書記官

令和7年(家)第1220号
本籍北海道滝川市黄金町東2丁目13番、最後の住所札幌市南区真駒内緑町1丁目1番6号
碧伸寮
不在者 菊地 道雄
昭和49年1月22日生
令和7年12月18日失踪宣告審判確定
札幌家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第17号
本籍北海道小樽市石山町19番地、最後の住所北海道小樽市桜5丁目20番14号
不在者 福丸 榮子
昭和13年1月1日生
令和7年12月18日失踪宣告審判確定
札幌家庭裁判所小樽支部裁判所書記官

令和7年(家)第27号
本籍岩手県金石市甲子町第13地割268番地28、最後の住所岩手県花巻市石鳥谷町中寺林第7地割41番地21
不在者 千葉 智晴
昭和28年12月8日生
令和7年12月19日失踪宣告審判確定
盛岡家庭裁判所花巻支部裁判所書記官

令和7年(家)第191号
本籍埼玉県行田市大字埼玉325番地、最後の住所埼玉県行田市大字埼玉325番地
不在者 木村 正義
昭和10年8月27日生
令和7年12月19日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所熊谷支部裁判所書記官

令和6年(家)第4299号
本籍広島県安芸高田市高宮町佐々部602番地、最後の住所大阪府高槻市安満西の町1番17号
不在者 服部 充夫
昭和13年1月11日生
令和7年12月19日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第111号
本籍兵庫県豊岡市出石町宵田22番地、最後の住所兵庫県豊岡市出石町宵田22番地
不在者 吉村 達美
昭和16年3月3日生
令和7年12月19日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所豊岡支部裁判所書記官

令和7年(家)第28号

本籍秋田県秋田市中通3丁目118番地、最後の住所秋田市八橋田五郎1丁目16番7号
不在者 足達 浩
昭和47年6月23日生
令和7年12月20日失踪宣告審判確定

秋田家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第9141号

本籍東京都板橋区熊野町45番、最後の住所東京都板橋区熊野町45番5-605号ストーク大山
不在者 坂井 一弘
昭和36年9月23日生
令和7年12月20日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第2298号

本籍奈良県吉野郡吉野町大字上市295番地、最後の住所不明
不在者 島 清子
大正13年9月8日生
令和7年12月18日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第98号

本籍愛知県蒲郡市形原町東根崎34番地、最後の住所愛知県蒲郡市形原町東根崎34番地
不在者 千賀しめの
大正15年1月3日生
令和7年12月20日失踪宣告審判確定

名古屋家庭裁判所豊橋支部裁判所書記官

令和7年(家)第1692号

本籍大阪府堺市北区東雲東町3丁6番、最後の住所大阪府八尾市桂町5丁目18番地の1
不在者 伊藤 悟一
昭和37年11月3日生
令和7年12月20日失踪宣告審判確定

大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第1908号

本籍大阪府豊中市桜の町4丁目60番地、最後の住所大阪府豊中市桜の町4丁目19番地
不在者 宮下 仁郎
昭和13年1月10日生
令和7年12月20日失踪宣告審判確定

大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第198号

本籍兵庫県姫路市綿町34番地、最後の住所兵庫県姫路市綿町34番地
不在者 加藤多恵子
大正11年12月4日生
令和7年12月20日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所姫路支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和7年(ヘ)第1号

鳥取県岩美郡岩美町大字大谷547番地3
申立人 澤 美知子

申立代理人司法書士 永美 勝正

権利の届出の終期 令和7年12月16日

令和7年12月23日 鳥取簡易裁判所
(別紙) 目録

(1)土地 岩美郡岩美町大字高山字本丸屋敷804番
畠 648平方メートル

(2)登記年月日番号 鳥取地方法務局明治36年10月
22日受付第1286号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定

原因 明治36年10月20日設定

目的 建物所有

存続期間 20年

地代 1年2錢

支払期 每年12月30日

地上権者 岩美郡岩美町大字高山8番屋敷

山口 幸市

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第167号

島根県松江市上乃木6丁目3番77号

債務者 株式会社松本金物建材店

代表者代表取締役 松本 正明

1 決定年月日時 令和8年1月5日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 加地 繁行

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午後2時

4 破産債権の届出期間 令和8年2月2日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午前11時

松江地方裁判所民事部

令和7年(フ)第338号

徳島県板野郡藍住町住吉字逆藤39番地50
債務者 有限会社レッドパイン

代表者代表取締役 安田 正明

1 決定年月日時 令和8年1月5日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 内田 真
4 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月26日午前10時

徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第556号

神奈川県厚木市毛利台2丁目24番6号
債務者 有限会社ロイド住設

特別代理人 大谷 優樹

1 決定年月日時 令和8年1月5日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 石井 琢磨
4 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午後2時

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第61号

兵庫県豊岡市庄168番地
債務者 株式会社げんき

代表者代表取締役 竹部 誠

1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中塚 恵介
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前11時50分
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和7年(フ)第363号

愛媛県松山市枝松1丁目2番20号
債務者 合同会社ておとる

代表者代表社員 小西 健次

1 決定年月日時 令和8年1月5日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 加地 繁行
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午後2時

松山地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第109号

青森県弘前市大字早稲田2丁目3番地7
ファインステージ103号、旧住所青森県八戸市大字中居林字蓋名池28番地9

債務者 三浦 功祐

1 決定年月日時 令和8年1月5日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 三上 雅通
4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和7年(フ)第664号

神奈川県平塚市上平塚10番20号 サンハイツ今井B棟202号
債務者 福島 義則

1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 青木慎一郎
4 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午前11時
6 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第3109号

横浜市鶴見区下野谷町4丁目127番地1 有料老人ホーム輝
債務者 大場 勉

1 決定年月日時 令和7年12月26日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 橋本 訓幸
4 破産債権の届出期間 令和8年1月30日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審査の期日 令和8年3月5日午後2時10分
6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第82号 栃木県大田原市南金丸1850番地 債務者 佐藤 英夫 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 園部 秀雄 4 破産債権の届出期間 令和8年2月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月12日午前11時20分 6 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 宇都宮地方裁判所大田原支部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月18日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 鳥取地方裁判所倉吉支部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午後1時15分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 福島地方裁判所
令和7年(フ)第2815号 神奈川県茅ヶ崎市美住町3-3 エンシニータス社堂、住民票上の住所千葉県流山市市野谷224番地の2 (運A24街区9-2) 102 債務者 色川 典裕 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 英男 4 破産債権の届出期間 令和8年1月29日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月24日午後1時50分 6 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 武島 直子 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月16日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで 富山地方裁判所高岡支部	1 決定年月日時 令和7年12月26日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 有村 章宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月27日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 朱美(旧姓本田) 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
令和7年(フ)第2312号 東京都東村山市青葉町1丁目25番地76 債務者 野口 貴史 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小松 玲子 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月18日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 寺田 明弘 4 破産債権の届出期間 令和8年2月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午後1時15分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	1 決定年月日時 令和7年12月26日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大泉 力也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 寧々 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午前11時50分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
令和7年(フ)第2313号 東京都東村山市青葉町1丁目25番地76 債務者 野口 優子 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小松 玲子 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月18日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 辻本 周平 4 破産債権の届出期間 令和8年1月21日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日午前10時	1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 雅貴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月8日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 網倉 基充 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
令和7年(フ)第52号 鳥取県東伯郡北栄町西園1095番地 債務者 信方 道明 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菊地 啓子 4 破産債権の届出期間 令和8年1月21日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日午前10時	1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 澤井 功 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月26日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで	福島地方裁判所	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午後1時15分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 福島地方裁判所
令和7年(フ)第207号 福島県二本松市表2丁目118番地19 債務者 菊地 啓子 1 決定年月日時 令和7年12月26日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 太田 道昭 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月26日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで	1 決定年月日時 令和7年12月26日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 工藤 知夏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月26日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで	福島地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 太田 道昭 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午前10時

<p>令和7年(フ)第315号 山梨県甲府市相生2丁目7番11号 ピラーデュ相生202号 債務者 大住 良人(旧姓村上・山口) 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川崎 杏奈 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 甲府地方裁判所民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第316号 山梨県南巨摩郡南部町万沢7752番地13 債務者 望月満州美 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 丹澤明主実 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 甲府地方裁判所民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第331号 東京都大田区西蒲田7丁目50番5号 クレメンシア703、住民票上の住所山梨県南巨摩郡南部町万沢7752番地13 傾債務者 望月 達也 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 丹澤明主実 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 甲府地方裁判所民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第130号 滋賀県蒲生郡日野町松尾1丁目39番地 リースランドひの102号、前住所滋賀県蒲生郡日野町大字大窪655番地 傾債務者 小川整骨院こと 小川 純一 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡田 俊也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 大津地方裁判所彦根支部</p>	<p>令和7年(フ)第903号 広島市安佐南区東原1丁目8番21-201号 傾債務者 藤田 哲也 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上田 泰直 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 広島地方裁判所民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第1038号 広島市南区向洋新町1丁目10番14-303号 傾債務者 小柳 秀樹 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 真鍋 俊枝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 広島地方裁判所民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第2294号 福岡市南区塩原3丁目2番15-703号 ベルフェクタ塩原 傾債務者 石本ひさ美 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 生野 健朗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p> <p>令和7年(フ)第978号 北九州市小倉北区京町4丁目1番7-405号、前住所北九州市小倉北区高尾1丁目36番8号 傾債務者 白石 大輔 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 天川 龍一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年12月25日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 辻本 武之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前11時40分 5 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで 神戸地方裁判所豊岡支部</p> <p>令和7年(フ)第582号 新潟市南区鰺渕1丁目6番4号 新鰺渕住宅A棟1202号 傾債務者 岡崎 隆司 1 決定年月日時 令和7年12月26日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 市川 拓郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月6日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 熊本地方裁判所人吉支部</p> <p>令和7年(フ)第988号 埼玉県入間市大字下藤沢729番地2 ノヴァ・デ・ガイア106 傾債務者 岡崎 隆司 1 決定年月日時 令和7年12月26日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 市川 拓郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月6日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 熊本地方裁判所人吉支部</p> <p>令和7年(フ)第5671号 大阪市淀川区十三東4丁目6番13号 傾債務者 西田 豊徳 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉村 彰浩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年4月1日まで さいたま地方裁判所川越支部</p> <p>令和7年(フ)第3257号 横浜市旭区都岡町67番地6 フォーシーズン102 傾債務者 茂木 勇吾 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 桑原 康孝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(フ)第364号 愛媛県松山市枝松1丁目2番20号 傾債務者 小西 健次 1 決定年月日時 令和8年1月5日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加地 繁行 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 松山地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(フ)第30号 熊本県人吉市下城本町1732番地6 山本住宅、前住所熊本県北区清水岩倉3丁目4番7号 傾債務者 下園 裕介 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村松 剛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年4月14日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(フ)第1564号 神奈川県鎌倉市津西1丁目9番15号 傾債務者 越智 修次 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村松 剛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年4月14日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(フ)第1076号 愛知県春日井市白山町5丁目22番地5、従前の住所愛知県春日井市高山町2丁目1番地21 傾債務者 三原成秀こと 金 成秀 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 玉垣正一郎 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>
---	---	---

令和7年（フ）第563号 宮崎市大字島之内7486番地 セシールコーポ マキ101号 債務者 松浦 昌紀 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保山博充 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 宮崎地方裁判所破産係	令和7年（フ）第486号 宮崎市清武町加納乙99番地1 アートプラザ 清武A棟308号 債務者 米田 和樹 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柏田 芳徳 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 宮崎地方裁判所破産係	令和7年（フ）第988号 北九州市門司区長谷2丁目8番18号 債務者 大藤 正敏 1 決定年月日時 令和7年12月24日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年（フ）第3408号 大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目1番2号 マンション松山405号 債務者 村上 雄亮 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鶴見 泰之 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（フ）第59号 宮崎県串間市大字一氏1526番地 債務者 花田三恵子 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 新福 宏 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 宮崎地方裁判所日南支部 破産手続開始・破産手続廃止 及び免責許可申立てに関する 意見申述期間	令和7年（フ）第586号 大阪府阪南市舞5丁目7番25号 債務者 牛屋トシ子 法定代理人成年後見人 牛屋 幸雄 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	令和7年（フ）第640号 大阪府泉大津市助松園地3番35—202号 債務者 林原 照代 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年（フ）第5652号 大阪府八尾市高安町北2丁目11番地 くれよん、前住所大阪府八尾市青山町4丁目4番18号 養護老人ホーム心合寮 債務者 平山昇容こと 申 昇容 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 富永 夕子 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（フ）第329号 愛知県蒲郡市金平町鳥田18番地1 R E V I V A L 蒲郡、従前の住所愛知県豊橋市植田町 宇西山田14番地1 市営植田住宅2棟103 債務者 深津 学 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	令和7年（フ）第592号 大阪府和泉市寺田町2丁目9番7—302号 債務者 大久保理恵 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	令和7年（フ）第644号 大阪府泉南市りんくう南浜3番地の10 債務者 ヒワ住宅工務店こと 中村 智之 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年（フ）第6289号 大阪市福島区鷺洲5丁目9番3号 パークサイドK's 401号、前住所大阪府東大阪市 山手町15番16号 債務者 浜田 幸一 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森田 拓士 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（フ）第99号 三重県伊勢市御薗町高向512番地1 債務者 山村 莉沙 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで 津地方裁判所伊勢支部	令和7年（フ）第604号 大阪府和泉市葛の葉町1丁目4番40—9号 債務者 大橋 韶（旧姓黒澤） 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	令和7年（フ）第646号 大阪府岸和田市小松里町1160番地の2 マキ シマレジデンス伊藤305号 債務者 八幡 友子 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年（フ）第6415号 大阪府東大阪市荒川2丁目24番4号 債務者 旭コーティングこと野村勲こと K I M DONGHOON 金 東勲 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 麻生川典晃 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（フ）第621号 大阪府泉大津市板原町2丁目9番3号 シャ ンボール角谷II A202 債務者 古田建装こと 古田 杏介	令和7年（フ）第650号 大阪府和泉市鶴山台2丁目2番11—305号 債務者 澤 直美 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	令和7年（フ）第650号 大阪府和泉市鶴山台2丁目2番11—305号 債務者 澤 直美 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第652号

大阪府泉北郡忠岡町忠岡北3丁目13番25号
債務者 大津 貴子
1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第1722号

東京都日野市日野台5丁目3番地の1メゾン・ド・ノア日野台226
債務者 河野 遥叶
1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第2187号

東京都東村山市久米川町1丁目10番地1久米川町1丁目アパート1-201
債務者 立川 晴美

1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第36号

京都府舞鶴市字公文名405番地1-東棟
債務者 今西ひとみ
1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで

京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和7年(フ)第310号

群馬県高崎市井野町220番地 シエルコート井野204号
債務者 佐藤 豊大

1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで

前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第226号

千葉県大網白里市南飯塚301番地28
債務者 山口 豊
1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第126号

岐阜県瑞浪市北小田町2丁目290番地 サングリーンA-101号、従前の住所岐阜県瑞浪市明賀台4丁目91番地
債務者 浦崎 奈美

1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで

岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年(フ)第128号

岐阜県瑞浪市土岐町364番地の1
債務者 伊藤栄里子(旧姓渡邊)

1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで

岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年(フ)第469号

函館市人見町6番19号
債務者 蛭沢 明代

1 決定年月日時 令和8年1月5日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

函館地方裁判所

令和7年(フ)第471号

北海道北斗市久根別1丁目7番9号 フォレストパーク久根別α302
債務者 長野 真拓

1 決定年月日時 令和8年1月5日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

函館地方裁判所

令和7年(フ)第486号

函館市東山町144番地304
債務者 可香 一徳

1 決定年月日時 令和8年1月5日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

函館地方裁判所

令和7年(フ)第250号

山形市鳴北2丁目10番34号 a l o u e t t e 205号、前住所山形市長町722番地17
債務者 吉岡 知美

1 決定年月日時 令和8年1月5日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

山形地方裁判所民事部

令和7年(フ)第266号

山形県東根市神町東3丁目2番2-122号
メゾンプロムナード、前住所山形県尾花沢市横町2丁目1番83号
債務者 加藤 和也

1 決定年月日時 令和8年1月5日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

山形地方裁判所民事部

令和7年(フ)第834号

栃木県鹿沼市松原3丁目9番地
債務者 横田 綾子(旧姓宮下)

1 決定年月日時 令和7年12月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第458号

岐阜県羽島市福寿町平方13丁目14番地2(レオパレススカイドリーム102号室)、前住所岐阜県羽島市正木町須賀1814番地
債務者 原田 哲也

1 決定年月日時 令和7年12月26日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第513号

岐阜県関市小屋名1303番地 レゾン・エクスピリア103号室
債務者 岩田 紗加

1 決定年月日時 令和7年12月26日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第739号

岡山市北区西長瀬1228番地7 プリムローズ303
債務者 原田 暢行

1 決定年月日時 令和7年12月26日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1235号
広島市東区戸坂新町2丁目1番28-205号
債務者 江原 康子
1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
 広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1242号
広島市佐伯区五日市町大字美鈴園7番地3
アセント美鈴園b棟202号
債務者 木村 由紀
1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
 広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2120号
東京都青梅市新町8丁目10番地の8新町ハイツ
債務者 小田桐 隆
1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第2203号
東京都あきる野市二宮東2丁目2番地12グランドール秋川C号棟204号
債務者 早野 晃子
1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第6001号
大阪府東大阪市布市町1丁目8番43号 ピエデルモンテB棟 101号室
債務者 杉山 綾(旧姓檜山)

1 決定年月日時 令和 7年12月26日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 8年 2月27日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6006号

大阪市住之江区浜口東2丁目12番21号
債務者 神田 重昭(旧姓八尾)

1 決定年月日時 令和 7年12月26日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 8年 2月27日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6057号

大阪市住吉区大領2丁目6番9-309号
債務者 北見 京介

1 決定年月日時 令和 7年12月26日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 8年 2月27日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6059号

大阪府高槻市大畑町23番5号 CSビル201号
債務者 岩田 憲子

1 決定年月日時 令和 7年12月26日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 8年 2月27日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6232号

大阪市住吉区万代6丁目14番16-108号
債務者 坂田かず江

1 決定年月日時 令和 7年12月26日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ) 第6304号

大阪市住吉区我孫子東2丁目4番30-305号
債務者 谷村 太相

1 決定年月日時 令和7年12月26日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ) 第6307号

大阪府八尾市北本町4丁目1番4-708号
債務者 中條 良起

1 決定年月日時 令和7年12月26日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ) 第6337号

大阪市浪速区元町2丁目13番20号 神田コード
402号、前住所大阪市浪速区湊町2丁目
1番34-222号
債務者 板垣美穂子(旧姓別府)

1 決定年月日時 令和7年12月26日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ) 第6343号

大阪市旭区赤川2丁目16番10号 コーポシャイン
201号、前住所大阪市北区長柄中1丁目
1番2-1003号
債務者 大濱奈都子

1 決定年月日時 令和7年12月26日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ) 第6361号

大阪府守口市佐太中町7丁目12番15—105号
債務者 今井 純子

1 決定年月日時 令和7年12月26日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ) 第6369号

大阪市西淀川区中島1丁目1番4号 ナーシングホームアルク西淀川、前住所兵庫県尼崎市元浜町1丁目21番地の1 武庫川レジデンス 306
債務者 茂又 健二

1 決定年月日時 令和7年12月26日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ) 第6447号

大阪府枚方市三栗2丁目10番10—1106号
債務者 福井 益美

1 決定年月日時 令和7年12月26日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ) 第6491号

大阪市阿倍野区阿倍野元町14番5号 アベノヒルズ411号
債務者 高橋 良一

1 決定年月日時 令和7年12月26日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6499号 大阪市中央区島之内2丁目4番13-206号 債務者 水本 里美
1 決定年月日時 令和7年12月26日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第772号 神戸市須磨区北落合3丁目1番362-103号 債務者 山口 菜奈
1 決定年月日時 令和7年12月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第303号 兵庫県伊丹市大鹿5丁目66番地1 グランドコープK T306号 債務者 古我知哲夫
1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
令和7年(フ)第103号 群馬県桐生市広沢町間ノ島7番地 B-3号棟5号室 債務者 中島 和江
1 決定年月日時 令和8年1月5日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 前橋地方裁判所桐生支部
令和7年(フ)第2081号 さいたま市南区神明2丁目2番6号 債務者 居倉 恵子

1 決定年月日時 令和7年12月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第2247号 さいたま市中央区下落合5丁目13番8号 アバンティ与野202 債務者 森田乃愛瑠
1 決定年月日時 令和7年12月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第2082号 さいたま市南区神明2丁目2番6号 債務者 居倉 杏夏
1 決定年月日時 令和7年12月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第2218号 埼玉県北本市本町5丁目22番地1 グランドルA101 債務者 塚田千賀子
1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第2286号 埼玉県戸田市下戸田2丁目21番11-205号 債務者 真野めぐみ
1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第949号 埼玉県日高市大字下鹿山494番地 こま川団地 3街区11棟308号 債務者 立川 リエ
1 決定年月日時 令和7年12月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第2225号 埼玉県志木市柏町6丁目5番9号 ラブニール18 102号 債務者 黒田 徳夫
1 決定年月日時 令和7年12月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第2234号 埼玉県志木市上宗岡3丁目2番8号 三原レジデンス 106号 債務者 日下 洋美
1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第1014号 埼玉県狭山市大字上奥富164番地の2 エクセル指田203 債務者 盛清 啓介
1 決定年月日時 令和7年12月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第1014号 埼玉県狭山市大字上奥富164番地の2 エクセル指田203 債務者 盛清 啓介
1 決定年月日時 令和7年12月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第937号 川崎市宮前区南野川2丁目54番46-202号 エステートピアカーサ 債務者 佐藤 貴之
1 決定年月日時 令和7年12月26日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第2785号 横浜市旭区二俣川2丁目75番地9 債務者 千葉由加子
1 決定年月日時 令和7年12月26日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1343号 京都市右京区山ノ内宮前町7番地 ウエストヴィラージュII 4074 債務者 伊東 鮎香
1 決定年月日時 令和7年12月26日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第1435号 京都市山科区御陵別所町83番地2 エクセル三宅205、前住所滋賀県大津市本堅田3丁目32番1号 債務者 牧田 栄佳
1 決定年月日時 令和7年12月26日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第1485号 京都市南区西九条島町2番地 債務者 増田 弘美 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 山口地方裁判所下関支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第1490号 京都市伏見区向島二ノ丸町151番地30 3—G棟904号 債務者 伊藤 真一 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	新潟市東区東中野山7丁目2番13号 ジーパルズ105号 債務者 飯塚美穂子 1 決定年月日時 令和8年1月5日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和8年1月5日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 山口地方裁判所下関支部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月5日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第1549号 京都市右京区常盤柏ノ木町7番地の6 コーポオーツ2FのD 債務者 野田とも子 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	新潟市中央区赤坂町2丁目3188番地 債務者 今野 早苗 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和8年1月5日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 山口地方裁判所下関支部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月5日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 宮崎地方裁判所日南支部
令和7年(フ)第1562号 京都市右京区嵯峨野神ノ木町32番地1 レノヴィアシオン嵯峨野201号 債務者 山田 敏子 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	三重県桑名市寿町2丁目27番地 ザ・レジデンス桑名1003号 債務者 阿部 志保 1 決定年月日時 令和8年1月5日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 津地方裁判所四日市支部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月5日午後1時30分 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 宮崎地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和8年1月5日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 宮崎地方裁判所日南支部
令和7年(フ)第151号 山口県下関市富任町3丁目2番5号 債務者 今浦 瑠子 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和8年1月5日午後1時30分 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和8年1月5日午後1時30分 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 札幌地方裁判所小樽支部
令和7年(フ)第2239号 東京都西多摩郡瑞穂町南平2丁目20番地2ウイング403号 債務者 木村 章子			

令和7年(フ)第15号
岩手県北上市中野町1丁目1番9号
債務者 照井 敏夫

1 決定年月日時 令和8年1月5日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
 盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年(フ)第15号9号
岩手県花巻市中北万丁目1番地
債務者 菅原 恵

1 決定年月日時 令和8年1月5日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
 盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年(フ)第24号2号
福島県田村郡小野町大字雁股田字表42番地
債務者 會田 高春

1 決定年月日時 令和8年1月5日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
 福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第33号7号
神奈川県平塚市公所484番地の1 ラークヒル207
債務者 稲垣 麻美

1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで
 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第9316号
東京都足立区綾瀬4丁目9-18-204
債務者 岡本 麻美

1 決定年月日時 令和7年12月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
5 免責審尋期日 令和8年2月24日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第9338号
東京都世田谷区北沢3丁目22-3-201
債務者 安光 司
1 決定年月日時 令和7年12月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
5 免責審尋期日 令和8年2月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第9345号
東京都大田区南六郷1丁目33-1-903
債務者 増田 文雄
1 決定年月日時 令和7年12月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
5 免責審尋期日 令和8年2月24日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第9387号
東京都練馬区石神井台3丁目28-2-203
債務者 井上 沙耶
1 決定年月日時 令和7年12月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
5 免責審尋期日 令和8年2月24日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第9406号
東京都港区港南4丁目2-4-1324
債務者 鈴木 智子
1 決定年月日時 令和7年12月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

5 免責審尋期日 令和8年2月24日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第9420号
東京都江戸川区篠崎町5丁目11-12-103
債務者 山形 英信

1 決定年月日時 令和7年12月25日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

5 免責審尋期日 令和8年2月24日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第9448号
東京都板橋区小豆沢4丁目7-4-103
債務者 山口 拓真

1 決定年月日時 令和7年12月25日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

5 免責審尋期日 令和8年2月24日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第9450号
東京都台東区浅草3丁目5-1 奥山荘202
債務者 長 正己

1 決定年月日時 令和7年12月25日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

5 免責審尋期日 令和8年2月24日午前10時3分
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第6044号
大阪市都島区内代町1丁目4番18号 D o 野
江内代 203号
債務者 麻澤 賢司

1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで

5 免責審尋期日 令和8年3月6日午後1時3分

大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6139号

大阪府豊中市穂積2丁目7番12-306号
債務者 荒瀬 哲也

1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで

5 免責審尋期日 令和8年3月10日午後1時3分

大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6316号

大阪市住之江区中加賀屋4-3-4-204、
住民票上の住所大阪市住之江区南港中5丁目
6番21-612号
債務者 松永 光明

1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで

5 免責審尋期日 令和8年3月6日午後1時3分

大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6453号

大阪市東成区中本4丁目13番3号 やしま
2000 402号
債務者 高橋幸稔こと 金 幸稔

1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで

5 免責審尋期日 令和8年3月17日午後1時3分

令和7年(フ)第6476号
大阪府豊中市刀根山元町12番27-302号
債務者 山下 明輝
1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月6日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第9388号
神奈川県川崎市中原区下小田中6丁目31-43-407
債務者 木村則由岐
1 決定年月日時 令和7年12月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月3日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5963号
大阪市東淀川区南江口1丁目2番97-405号
債務者 久保田志温
1 決定年月日時 令和7年12月26日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月10日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6193号
大阪市東淀川区下新庄6丁目13番23号 生島コーポ303号
債務者 西岡 秀喜
1 決定年月日時 令和7年12月26日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月10日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6258号
大阪市北区大淀中5丁目9番5号 松月マンション 406号室
債務者 竹林 史剛
1 決定年月日時 令和7年12月26日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月13日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6297号
大阪府東大阪市友井3丁目3-24 シークライフ仲宮203号、住民票上の住所東京都板橋区西台1丁目15番3-501号
債務者 藤本 羽那
1 決定年月日時 令和7年12月26日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月10日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部

破産手続廃止

令和7年(フ)第691号
千葉県柏市酒井根2丁目7番15号
破産者 近藤 静代
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

令和7年(フ)第751号
千葉県松戸市上本郷2373番地 アムールSⅡ 105号
破産者 石井 宏紀
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第770号
千葉県松戸市八ヶ崎3丁目32番地の8 ジェントリー中野102号
破産者 加藤 圭佑
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第792号
千葉県松戸市栗山224番地の7 クレセントコート115号
破産者 岸野 華
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第793号
千葉県流山市東初石3丁目111番地の1 ウッドパーク初石1-102
破産者 AHN HYE EUNG 安 惠應
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第182号
静岡県富士宮市小泉2348番地の101
破産者 株式会社ALIA
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

静岡地方裁判所富士支部

令和6年(フ)第193号
福岡県朝倉郡筑前町当所字下屋敷415番地1
破産者 有限会社嶺商店
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第145号
熊本県上益城郡益城町砥川2111番地14
破産者 合同会社大塚工業
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第55号
宮城県遠田郡美里町南小牛田字町屋敷93番地1
破産者 株式会社グローリーグループ
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年(フ)第56号
宮城県栗原市築館字上高森49番地10
破産者 株式会社グローリー
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年(フ)第60号
福島県いわき市泉玉露2丁目14番地の27
破産者 小松商事株式会社
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福島地方裁判所いわき支部

令和7年(フ)第220号
山梨県中巨摩郡昭和町清水新居1666番地
破産者 株式会社ビジネスサポート
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

甲府地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第189号 長野県須坂市臥竜6丁目12番24号 破産者 株式会社アルムあぶらや 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 長野地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第3952号 大阪府池田市鉢塚3丁目1番22号 オーナー ズマンション鉢塚501 破産者 片山 翔 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第4156号 大阪市西区九条1丁目28番1-703号 破産者 長澤 雄太 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第286号 兵庫県川西市西多田2丁目5番13号 破産者 大建工業株式会社 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
令和7年(フ)第8号 高知県安芸市伊尾木772番地33 破産者 有限会社海南工業 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 高知地方裁判所安芸支部破産係
令和7年(フ)第1476号 福岡市中央区長浜3-17-10 破産者 RKM株式会社 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第36号 千葉県市川市東菅野2丁目1番23号(B-Glanz201号) 破産者 長澤 和英 1 決定年月日 令和7年12月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第196号 三重県四日市市陶栄町3番2号 ロイヤル東海川原町303 破産者 Cuneta Cafeこと西脇ジジことPLOMAJE GIGI DOM ALAON 1 決定年月日 令和7年12月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 津地方裁判所四日市支部破産係
令和5年(フ)第296号 新潟市江南区山二ツ375番地1 破産者 株式会社クリーン 1 決定年月日 令和7年12月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 新潟地方裁判所民事部
令和6年(フ)第75号 新潟県加茂市幸町1丁目3番26号 破産者 株式会社K-walk 1 決定年月日 令和7年12月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 新潟地方裁判所三条支部
令和6年(フ)第241号 静岡県磐田市豊浜3560番地1 破産者 有限会社共栄通信 1 決定年月日 令和7年12月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第190号 北海道札幌市南区澄川389番地6 ベニーチェ札幌内 破産者 株式会社エスピーエス 1 決定年月日 令和7年12月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第76号 三重県四日市市生桑町165番地5 レクエルド201、開始決定時の住所三重県四日市市鵜の森2丁目6番16号 真栄マンション第2西浦502 破産者 多田 尊 1 決定年月日 令和7年12月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第143号 岡山県倉敷市下庄948番地の1 破産者 大和エーカーゴエキスプレス株式会社 1 決定年月日 令和7年12月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第144号 岡山県倉敷市下庄948番地の1 破産者 株式会社コスマエンタープライズ 1 決定年月日 令和7年12月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和6年(フ)第98号 大分県豊後高田市水取343番地1 破産者 有限会社佐藤食品工業 1 決定年月日 令和7年12月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大分地方裁判所中津支部破産・再生係
令和7年(フ)第6号 鹿児島県奄美市名瀬有屋町17番地13 破産者 有限会社エム・ケイ・ティ 1 決定年月日 令和7年12月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 鹿児島地方裁判所名瀬支部2係
令和6年(フ)第46号 千葉県香取市佐原13924番地 伊能アパート、破産手続開始決定時の住所千葉県香取市小川562番地1 破産者 今村 智一 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所佐原支部
令和7年(フ)第320号 川崎市高津区子母口435番地 破産者 テック電子工業株式会社 1 決定年月日 令和7年12月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和7年(フ)第2940号

大阪府豊能郡能勢町大里169番地の2
破産者 辻本 勇樹

- 1 決定年月日 令和8年1月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

破産手続終結

令和6年(フ)第23号

千葉県香取市下小堀93番地の2
破産者 協栄海産株式会社

- 1 決定年月日 令和7年12月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所佐原支部

令和6年(フ)第24号

千葉県香取市虫幡1008番地4 コンフォールB 103、開始決定時の住所千葉県香取市下小堀98番地1

破産者 宮崎 勝志

- 1 決定年月日 令和7年12月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所佐原支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和7年(フ)第70号

佐賀市神野東2丁目4番29号
破産者 神野タクシー有限会社

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月5日午前11時20分

令和8年1月5日

佐賀地方裁判所民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和7年(フ)第4228号

大阪市西区北堀江4丁目2番24-211号

破産者 森田 拓史

異議申述期間 令和8年2月20日まで

令和7年12月26日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4032号

大阪市大正区泉尾7丁目14番1-911号

破産者 佐護 広徳

異議申述期間 令和8年3月2日まで

令和8年1月5日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4402号

大阪府八尾市服部川1丁目111番地

破産者 株式会社B.C家具

異議申述期間 令和8年3月2日まで

令和8年1月5日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4403号

大阪市東成区中道2丁目7番8号

破産者 小田 勝康

異議申述期間 令和8年3月2日まで

令和8年1月5日

大阪地方裁判所第6民事部

免責許可決定

令和6年(フ)第46号

千葉県香取市佐原13924番地 伊能アパート、破産手続開始決定時の住所千葉県香取市小川562番地1

破産者 今村 智一

- 1 決定年月日 令和7年12月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所佐原支部

令和7年(フ)第205号

釧路市鳥取北10丁目17番7号 エンデエルハイツA号室、前住所釧路市富士見3丁目11番31号 リリーコーポD号室

破産者 中野 陽太

- 1 決定年月日 令和8年1月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第206号

釧路市鳥取北10丁目17番7号 エンデエルハイツA号室、前住所釧路市富士見3丁目11番31号 リリーコーポD号室

破産者 中野侑莉香(旧姓岸田)

- 1 決定年月日 令和8年1月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第78号

岩手県陸前高田市気仙町字愛宕下321番地
市営住宅今泉団地2302号

破産者 中野 信次

- 1 決定年月日 令和8年1月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所一関支部

令和7年(フ)第1065号

仙台市青葉区川平2丁目6番11号

破産者 佐藤 哲郎

- 1 決定年月日 令和8年1月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1177号

仙台市青葉区広瀬町3番22号 山幸ハイツ201

破産者 筒井千登勢

- 1 決定年月日 令和8年1月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第136号

宮城県栗原市若柳有賀字浜井場79番地

破産者 菅原 啓太

- 1 決定年月日 令和8年1月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年(フ)第139号

宮城県大崎市古川李塙2丁目7番31号

破産者 武山 栄

- 1 決定年月日 令和8年1月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年(フ)第158号

宮城県大崎市古川穗波5丁目11番21-401号
ビレッジハウス米倉2号棟

破産者 菊地 辰壽

- 1 決定年月日 令和8年1月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年(フ)第84号

秋田県横手市寿町6番12号 木村ハイツ305号室

破産者 川村 和義

- 1 決定年月日 令和8年1月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

秋田地方裁判所横手支部

令和7年(フ)第669号

埼玉県川越市松江町1丁目15番地4 (ラフィーネ川越604号室)

破産者 丹波 真衣

- 1 決定年月日 令和8年1月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第843号

埼玉県川越市伊勢原町5丁目5番地6 (川越いせはら団地2号棟204号室)、前住所埼玉県川越市大字鯨井新田21番地66 (ペルハイムJ & K201号室)

破産者 宮本 梨奈

- 1 決定年月日 令和8年1月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第170号

千葉県大網白里市みどりが丘2丁目20番地6
破産者 川合 美樹

- 1 決定年月日 令和8年1月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第171号

千葉県東金市家徳366番地2 家徳コーポB-6
破産者 小沼 孝行

- 1 決定年月日 令和8年1月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第178号

千葉県山武郡横芝光町宮川11583番地10
破産者 佐藤 真

- 1 決定年月日 令和8年1月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第470号
新潟市中央区日の出2丁目3番13号 イート
ピアサム201号
破産者 本橋 春雄
1 決定年月日 令和8年1月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第137号
鳥取県鳥取市徳吉256番地1 ツインピア21
305号、旧住所鳥取県鳥取市卯垣3丁目536
番地2 フィールグッド卯垣105号
破産者 宇野 葵
1 決定年月日 令和8年1月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第100号
岡山県津山市平福160番地 プリムローズC
101号室
破産者 上岡さつき
1 決定年月日 令和8年1月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和7年(フ)第132号
山口県下関市綾羅木本町5丁目3番17号
ファミール桜 202号
破産者 秋川内装こと秋川康一こと 秋
一
1 決定年月日 令和8年1月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和7年(フ)第134号
山口県下関市豊浦町大字小串5番地1 市営
石堂住宅
破産者 橋本 直樹
1 決定年月日 令和8年1月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和7年(フ)第138号
山口県下関市椋野町1丁目7番8号
破産者 大江千恵美
1 決定年月日 令和8年1月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和7年(フ)第352号
香川県高松市香南町由佐1382番地36 ワルツ
ハイム103
破産者 森岡 正人

1 決定年月日 令和8年1月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年(フ)第456号
宮崎市佐土原町下那珂43番地1 望洋園
破産者 中村 良子
1 決定年月日 令和8年1月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係
**小規模個人再生による再生手
続開始**
令和7年(再イ)第38号
秋田市浜田字家後184番地 市営住宅5-402
再生債務者 鈴木 凌平
1 決定年月日時 令和7年12月25日午後4時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生
による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年1月15日ま
4 一般異議申述期間 令和8年1月29日から
和8年2月6日まで
秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第40号
秋田市寺内蛭根2丁目1番12号
再生債務者 金釜 玄
1 決定年月日時 令和7年12月25日午後4時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生
による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年1月15日ま
4 一般異議申述期間 令和8年1月29日から
和8年2月6日まで
秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第44号
秋田市大町1丁目2番19号 大町第二レイン
ボウビル102
再生債務者 佐藤 聖
1 決定年月日時 令和7年12月25日午後4時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生
による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年1月15日ま
4 一般異議申述期間 令和8年1月29日から
和8年2月6日まで
秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第55号
三重県四日市市赤堀南町7番6号 レオパレ
スサンライズ109
再生債務者 高木 洋平

1 決定年月日時 令和7年12月26日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生
による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年1月16日ま
4 一般異議申述期間 令和8年1月23日から
和8年1月30日まで

津地方裁判所四日市支部

令和7年(再イ)第70号

茨城県笠間市平町1646番地10 パスティナ
カK-II202

再生債務者 田中 英夫

1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生
による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年1月20日ま
4 一般異議申述期間 令和8年2月3日から
和8年2月24日まで

水戸地方裁判所

令和7年(再イ)第38号

千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山1丁目14番9-1508
号

再生債務者 中西 岳彦

1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生
による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年1月20日ま
4 一般異議申述期間 令和8年1月27日から
和8年2月10日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(再イ)第10号

鹿児島県薩摩川内市東郷町斧渕8988番地8

再生債務者 大山 幹広

1 決定年月日時 令和7年12月23日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生
による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年1月20日ま
4 一般異議申述期間 令和8年2月3日から
和8年2月10日まで

鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

令和7年(再イ)第289号

札幌市豊平区平岸4条10丁目3番13-101号

再生債務者 若松 勇基

1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生
による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年1月22日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月5日から令和8年2月12日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第5号

盛岡市黒石野1丁目3番30号
再生債務者 北本 大輔

1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年1月22日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月5日から令和8年2月19日まで

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(再イ)第142号

仙台市泉区高森3丁目4番地の173
再生債務者 高橋 勝

1 決定年月日時 令和7年12月25日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年1月22日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月5日から令和8年2月19日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第154号

横浜市栄区飯島町1681番地1 フローレンス
パレス本郷台ヒルズ309号室
再生債務者 蟻川 稔

1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年1月22日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月5日から令和8年2月12日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第235号

横浜市港南区下永谷2丁目28番20号、申立時の住所：横浜市港南区上永谷2丁目14番34号
再生債務者 中田 龍一

1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年1月22日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月5日から令和8年2月12日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年（再イ）第251号 横浜市港北区下田町5丁目1番49号 再生債務者 八杉 祐哉 1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月22日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月5日から令和8年2月12日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月22日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月29日から令和8年2月12日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	3 再生債権の届出期間 令和8年1月22日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月29日から令和8年2月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年（再イ）第520号 大阪府東大阪市高井田元町2丁目6番10号 再生債務者 梶山 智史 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月22日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月6日から令和8年2月20日まで 青森地方裁判所弘前支部
令和7年（再イ）第45号 川崎市多摩区南生田1丁目22番16号 メイブルハウス 203 再生債務者 門田 圭生 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月22日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月5日から令和8年2月19日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月22日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月5日から令和8年2月12日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月22日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月5日まで 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年（再イ）第131号 兵庫県加古川市加古川町南備後130番地の3 再生債務者 上田 博幸 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月22日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月6日から令和8年2月20日まで 盛岡地方裁判所水沢支部
令和7年（再イ）第48号 川崎市宮前区南野川3丁目29番8号 リーブラ 201 再生債務者 平川 璃空（旧姓猿川） 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月22日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月5日から令和8年2月19日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月22日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月5日から令和8年2月12日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月22日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月5日から令和8年2月26日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年（再イ）第26号 岐阜県多治見市市之倉町8丁目3番地の17 再生債務者 藤本 敏郎 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月22日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月5日から令和8年2月19日まで 岐阜地方裁判所多治見支部	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月22日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月5日から令和8年2月12日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月22日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月5日から令和8年2月12日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年（再イ）第52号 静岡県沼津市大諷訪819番地の1 トーゴK 105 再生債務者 佐々木基之	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月22日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月5日から令和8年2月19日まで 岐阜地方裁判所多治見支部	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月22日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月5日から令和8年2月12日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年（再イ）第24号 青森県弘前市大字藤代1丁目10番地24 再生債務者 天内美智子 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。

令和7年（再イ）第56号 滋賀県甲賀市水口町松尾744番地54 再生債務者 高畠 明久 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月23日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月6日から令和8年2月13日まで 大津地方裁判所民事部再生係	1 決定年月日時 令和7年12月26日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月23日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月6日から令和8年2月13日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	令和7年（再イ）第69号 相模原市中央区淵野辺5丁目9番8号 ファミール梅田206 再生債務者 大澤 順子 1 決定年月日時 令和7年12月25日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月30日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月5日から令和8年2月12日まで 横浜地方裁判所相模原支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月24日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月15日まで 令和7年12月25日 仙台地方裁判所石巻支部再生係
令和7年（再イ）第127号 兵庫県加古川市平岡町土山1番地の13 パルティーレ203号 再生債務者 河島 裕子 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月23日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月6日から令和8年2月27日まで 神戸地方裁判所姫路支部	1 決定年月日時 令和7年12月26日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月23日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月6日から令和8年2月27日まで 大分地方裁判所中津支部個人再生係	令和7年（再イ）第17号 大分県中津市大字角木207番地20 再生債務者 大藪 利奈 1 決定年月日時 令和7年12月26日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月23日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月6日から令和8年2月27日まで 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年（再イ）第145号 横浜市泉区中田南5丁目46番13-2号 再生債務者 大川 肇 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月4日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月15日まで 令和7年12月25日 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第132号 兵庫県姫路市大津区長松186番地19 再生債務者 春名 弘義 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月23日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月6日から令和8年2月27日まで 神戸地方裁判所姫路支部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月27日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月10日から令和8年3月3日まで 水戸地方裁判所	令和6年（再イ）第101号 福岡市博多区浦田1丁目2番12号 再生債務者 河内 佑介 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第162号 横浜市栄区飯島町1807番地1 プラウドS・Ⅲ 203 再生債務者 石川 大貴 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月9日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月15日まで 令和7年12月25日 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第35号 広島県福山市水呑町三新田1丁目176番地4 再生債務者 河塚ちひろ 1 決定年月日時 令和7年12月26日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月23日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月30日から令和8年2月13日まで 神戸地方裁判所姫路支部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月27日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月29日から令和8年2月12日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年（再イ）第126号 千葉県柏市増尾3丁目12番2号 再生債務者 中米 光徳 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月27日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月29日から令和8年2月12日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年（再イ）第32号 長野県須坂市大字須坂774番地 再生債務者 望月 保典 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月15日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月29日から令和8年2月5日まで 長野地方裁判所民事部再生係
令和7年（再イ）第104号 堺市中区土師町3丁2番7号 再生債務者 谷崎 聰一 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月29日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月5日まで 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	令和7年（再イ）第104号 堺市中区土師町3丁2番7号 再生債務者 谷崎 聰一 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月29日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月5日まで 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	小規模個人再生による書面決議に付する決定 令和7年（再イ）第13号 宮城県石巻市大街道東2丁目9番2号 コーポ・アベ201号 再生債務者 吉田 伸之	令和7年（再イ）第143号 愛知県瀬戸市みづの坂2丁目46番地 再生債務者 中越 義信 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月18日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月15日まで 令和7年12月25日 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年（再イ）第39号 広島県福山市神村町6241番地18 再生債務者 高森 憲治			

令和7年（再イ）第144号 愛知県瀬戸市みずの坂2丁目46番地 再生債務者 家塾みずの坂こと 中越 裕子 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 15日まで 令和7年12月25日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第57号 千葉県柏市大室1311番地の52 再生債務者 山崎 一雄 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 19日まで 令和7年12月22日 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年（再イ）第183号 札幌市手稲区前田2条4丁目3番16号 コン フォートパーク103号 再生債務者 加藤 智昭 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 22日まで 令和7年12月25日 札幌地方裁判所民事第4部	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 22日まで 令和7年12月25日 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年（再イ）第207号 名古屋市昭和区滝子町16番14号 再生債務者 本田 里紗 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 15日まで 令和7年12月25日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第22号 北海道帯広市東4条南9丁目2番地2 東5 条住宅511棟301号 再生債務者 岩田 雄嗣 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 20日まで 令和7年12月26日 釧路地方裁判所帯広支部再生係	令和7年（再イ）第189号 札幌市豊平区月寒西1条8丁目3番15—201 号 再生債務者 奥山 直樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 22日まで 令和7年12月25日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第229号 北海道恵庭市中島町6丁目14番地1 (ニューレセントリッヂ306号) 再生債務者 浦新あゆみ 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 22日まで 令和7年12月25日 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年（再イ）第209号 愛知県海部郡蟹江町桜3丁目477番地 再生債務者 アトリエヤマグチこと 山口 信 也 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 15日まで 令和7年12月25日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第71号 千葉県野田市なみき1丁目1番地4 再生債務者 中田 翔介 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 20日まで 令和7年12月23日 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年（再イ）第199号 札幌市豊平区福住1条2丁目4番1—405号 再生債務者 杉谷 繁 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 22日まで 令和7年12月25日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第96号 千葉県松戸市金ヶ作116番地の27 再生債務者 萩田 友也 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 22日まで 令和7年12月25日 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年（再イ）第247号 名古屋市東区砂田橋2丁目1番S—6号 再生債務者 河瀬 韶子 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 15日まで 令和7年12月25日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第56号 千葉県松戸市五香7丁目31番地の11 再生債務者 山口 修 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 21日まで 令和7年12月24日 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年（再イ）第203号 札幌市南区藤野4条6丁目14番13号 再生債務者 木葉 滋子 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 22日まで 令和7年12月25日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第32号 富山市八尾町城生1738番地 再生債務者 戸川 翔太 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 22日まで 令和7年12月25日 富山地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第1号 長野県岡谷市湊5丁目6番8号 エクシブ諏 訪湖B211号 再生債務者 伊藤 博子（旧姓長田） 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 16日まで 令和7年12月26日 長野地方裁判所諏訪支部	令和7年（再イ）第90号 千葉県野田市尾崎台26番地の3 コートビ レッジ深井H202 再生債務者 原 義明 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 21日まで 令和7年12月24日 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年（再イ）第209号 北海道千歳市寿3丁目8番9号 再生債務者 桶屋 義信 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 22日まで 令和7年12月25日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第375号 大阪府東大阪市菱江1丁目20番19号 再生債務者 西村 文香 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 22日まで 令和7年12月25日 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第479号
大阪市北区浮田2丁目2番34号 ハイツジャルディーノ 6C号室
再生債務者 奥村 哲也
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月11日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
22日まで
令和7年12月25日
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第43号
神奈川県小田原市鴨宮603-1 コンフォール鴨宮II 202号
再生債務者 廣井 太郎
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月12日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
23日まで
令和7年12月26日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係
令和7年(再イ)第11号
香川県観音寺市大野原町花稻818番地1 医療法人社団南会香川下病院
再生債務者 久保 隆
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月19日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
23日まで
令和7年12月26日
高松地方裁判所観音寺支部
令和7年(再イ)第19号
佐賀県伊万里市大坪町乙1294番地31
再生債務者 松尾 良樹
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月23日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
23日まで
令和7年12月26日
佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係
令和7年(再イ)第21号
佐賀県杵島郡白石町大字辺田2679番地2
再生債務者 高主奈緒美
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月26日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
23日まで
令和7年12月26日
佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係

令和7年(再イ)第7号
沖縄県国頭郡本部町字山里461番地
再生債務者 奥山堅太郎
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月12日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
23日まで
令和7年12月26日 那霸地方裁判所名護支部
令和7年(再イ)第12号
長野県駒ヶ根市赤穂4317番地1 米山マンション1号
再生債務者 神田みゆき
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月24日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
26日まで
令和7年12月26日 長野地方裁判所伊那支部
令和7年(再イ)第57号
大阪府和泉市富秋町1丁目3番30号
再生債務者 鈴木耕一郎
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月18日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
28日まで
令和7年12月24日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
令和7年(再イ)第78号
堺市西区浜寺船尾町西1丁153番地2 ハイネス諫訪森203号
再生債務者 佐川 孝則
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月11日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
29日まで
令和7年12月25日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係
令和7年(再イ)第90号
大阪府大阪狭山市東野西1丁目915番地の19
再生債務者 永山 大輔
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月23日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
29日まで
令和7年12月25日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年(再イ)第8号
福島県白河市大手町5番地4 グレイス102号室
再生債務者 佐々木達也
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月16日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
20日まで
令和7年12月26日
福島地方裁判所白河支部再生係
令和7年(再イ)第116号
仙台市若林区南小泉4丁目19番3号
再生債務者 大瀧 勝久
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月17日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
26日まで
令和8年1月5日
仙台地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第18号
宮城県栗原市築館字下待井59番地130
再生債務者 小野寺洋右
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月25日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
26日まで
令和8年1月5日
仙台地方裁判所古川支部個人再生係
令和7年(再イ)第22号
千葉県東金市田間2丁目12番地1
再生債務者 橋本 祥樹
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月1日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
26日まで
令和8年1月5日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和7年(再イ)第226号
札幌市中央区北3条西13丁目3番地12 チューリップ北3条501号
再生債務者 小林謙一郎
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月18日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
2日まで
令和8年1月5日
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第8号
北海道網走郡美幌町字元町28番地の72
再生債務者 小林 靖
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月17日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
2日まで
令和8年1月5日
釧路地方裁判所北見支部個人再生係
令和7年(再イ)第36号
群馬県館林市成島町717番地の55
再生債務者 落合花津美
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月10日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
4日まで
令和8年1月5日 前橋地方裁判所太田支部
令和7年(再イ)第103号
京都府相楽郡精華町光台8丁目25番地3
再生債務者 松岡 文和
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月11日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
5日まで
令和8年1月5日
京都地方裁判所第5民事部再生係
令和7年(再イ)第120号
京都市伏見区深草大龜谷教賀町12番地の1
再生債務者 松井 敏浩
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月16日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
5日まで
令和8年1月5日
京都地方裁判所第5民事部再生係
令和7年(再イ)第90号
北九州市小倉南区徳力新町1丁目8番41号
(202)(前住所)北九州市小倉南区徳力3丁目8番10-201号
再生債務者 上田 真也
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月10日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月
15日
3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
15日まで
令和7年12月25日
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

<p>令和7年(再イ)第24号 兵庫県宝塚市仁川高丸3丁目15番28号 再生債務者 矢田由美子 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月2日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月19日まで 令和7年12月26日 神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係</p>	<p>令和7年(再イ)第27号 広島県福山市御船町2丁目3番9-501号 再生債務者 八木 满 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月23日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月23日まで 令和7年12月26日 広島地方裁判所福山支部再生・破産係</p>	<p>令和7年(再イ)第113号 神戸市兵庫区上沢通8丁目1番16-202号 再生債務者 吉本 康稔 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月13日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月23日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月23日まで 令和7年12月26日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係</p>	<p>1 決議に付する再生計画案 令和7年12月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月26日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月26日まで 令和8年1月5日 岡山地方裁判所倉敷支部 令和7年(再イ)第43号 岡山県倉敷市川西町18番5-305号 再生債務者 森本 百恵 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月26日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月26日まで 令和8年1月5日 岡山地方裁判所倉敷支部</p>
<p>令和7年(再イ)第6号 鹿児島県阿久根市本町114番地 再生債務者 橋崎 義羅 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月23日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月21日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月21日まで 令和7年12月24日 鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係</p>	<p>令和7年(再イ)第207号 福岡市東区香椎駅東4丁目52番5号 再生債務者 二又 誠 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月26日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月26日まで 令和7年12月23日 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>令和7年(再イ)第64号 新潟市北区三軒屋町2番18号 再生債務者 金田 勝臣 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月8日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月26日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月26日まで 令和8年1月5日 新潟地方裁判所民事部</p>	<p>令和7年(再イ)第64号 新潟市北区三軒屋町2番18号 再生債務者 金田 勝臣 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月8日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月26日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月26日まで 令和8年1月5日 新潟地方裁判所民事部</p>
<p>令和7年(再イ)第3号 鹿児島県鹿屋市横山町1962番地7 再生債務者 伊地知元気 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月26日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月21日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月21日まで 令和7年12月24日 鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係</p>	<p>令和7年(再イ)第167号 福岡市南区大楠2丁目15番15号 コーポアイリス202号 再生債務者 宮原 拓也 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月9日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月27日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月27日まで 令和7年12月23日 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>令和7年(再イ)第22号 兵庫県伊丹市大鹿7丁目41番地4 再生債務者 オルオル運送こと 三船 将志 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月26日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月26日まで 令和8年1月5日 長崎地方裁判所大村支部</p>	<p>令和7年(再イ)第19号 長崎県諫早市森山町唐比東481番地 再生債務者 佐藤 愛子 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月9日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月26日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月26日まで 令和8年1月5日 長崎地方裁判所大村支部</p>
<p>令和7年(再イ)第262号 福岡県太宰府市宰都1丁目5番13-102号 再生債務者 杉山 和也 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月22日まで 令和7年12月25日 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>令和7年(再イ)第17号 山口県宇部市野中4丁目10番21-5号 再生債務者 黒肱 拓也 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月23日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月29日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月29日まで 令和7年12月25日 山口地方裁判所宇部支部</p>	<p>令和7年(再イ)第28号 兵庫県川西市鶯の森町1番19号 再生債務者 奥田 伸也 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月4日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月26日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月26日まで 令和8年1月5日 神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係</p>	<p>令和7年(再イ)第95号 札幌市厚別区厚別南5丁目1番32号 再生債務者 藤本由布子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年11月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月5日 札幌地方裁判所民事第4部</p>

令和7年（再イ）第136号
大阪市中央区北久宝寺町1丁目3番15-404号
再生債務者 丹下 寧音
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年12月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年12月26日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第35号
神戸市西区南別府3丁目2番地の7 ボナールF U J I 102号
再生債務者 村上 貴哉
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年12月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年12月26日 神戸地方裁判所明石支部再生係
令和7年（再イ）第111号
神戸市北区唐櫃台2丁目50番13号
再生債務者 廣田 昌彦
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年12月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年12月26日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年（再イ）第18号
千葉県山武郡横芝光町尾垂イ3513番地213
再生債務者 向後 俊徳
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年1月5日 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和7年（再イ）第18号
長野市吉田3丁目13番12号 ローゼンハイツ吉田北館205
再生債務者 丸山 貴史

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年12月26日 長野地方裁判所民事部再生係
令和7年（再イ）第177号
大阪市西淀川区姫島4-8-3-502（前住所 大阪市西淀川区姫里3-13-48-812）
再生債務者 田中保険事務所こと 田中 浩一
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年12月26日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第348号
大阪府吹田市江坂町2丁目1番39号 (301)
再生債務者 岡田 和也
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年12月26日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第27号
山口県下関市後田町4丁目2番32号
再生債務者 岡本 修二
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年12月25日 山口地方裁判所下関支部再生係
令和7年（再イ）第13号
北海道小樽市朝里2丁目5番5号
再生債務者 阿部 卓
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年1月5日 札幌地方裁判所小樽支部
1 主文 本件再生手続廃止
2 理由の要旨 令和7年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年1月5日 福島地方裁判所郡山支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

令和7年（再ロ）第8号
岡山市東区益野町315番地 西8号
再生債務者 川口 明彦
1 決定年月日時 令和7年12月26日午前11時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年1月20日まで
4 一般異議申述期間 令和8年1月30日から令和8年2月9日まで
岡山地方裁判所第3民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和7年（再ロ）第1号
神戸市西区塙台5丁目81番地の3
再生債務者 木村 治樹
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年12月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年12月26日 神戸地方裁判所明石支部再生係

会社その他の公報

合併公報
左記会社は合併して甲がこの権利義務全部を承継して存続しこれ解散やわりにこなしあつた。乙の合併に対する異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 宣報
掲載の日付 令和七年五月二十九日
掲載頁 八十一页(号外第一八号)

(乙) 掲載 宣報
掲載の日付 令和七年五月二十九日
掲載頁 八十一页(号外第一八号)

令和八年一月十四日 東京都足立区千住一丁目四番一号
(甲) 株式会社リーアップ
代表取締役 中込 正典

東京都千代田区大富町10-11
(乙) K a o D P 株式会社
代表取締役 宮下 進一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億四千二百十五万七千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年一月十四日
東京都新宿区西新宿一丁目二六番二号新宿野村ビル二五階

株式会社東京個別指導学院
代表取締役 松尾 茂樹

株式会社NEXTホールディングス株式会社
代表取締役 秋葉 良孝

株式会社シスミック株式会社
代表取締役 佐々木博史

株式会社AGS P C 4 1
代表取締役 中村 彰利

株式会社田中市太郎商店
代表取締役 田中 一良

株式会社曲伊田中酒造株式会社
代表取締役 田中 一良

株式会社D2C Branding株式会社
代表取締役 宮原 貢希

株式会社ジオフラー株式会社
代表取締役 尾崎 雄一

株式会社北海道函館市末広町一八一九
相続財産清算人 岡本 多恵

株式会社D2C Branding株式会社
代表取締役 宮原 貢希

株式会社北海道小樽市色内三丁目二番五号
相続財産清算人 岡本 多恵

株式会社北海道函館市松陰町三一一番二号シャルム為國一F右
被相続人 亡 山田研美雄

株式会社北海道函館市若松町八番地
被相続人 亡 田代千代

株式会社北海道函館市永田町二丁目一一番一号山王パークタワー二六階
被相続人 亡 田代千代

株式会社北海道函館市松陰町三一一番二号シャルム為國一F右
被相続人 亡 田代千代

株式会社北海道函館市若松町八番地
被相続人 亡 田代千代

株式会社北海道函館市若松町八番地
被相続人 亡 田代千代

株式会社北海道函館市若松町八番地
被相続人 亡 田代千代

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年一月十三日を効力発生日とする関東プロパン瓦斯株式会社との株式交換により、資本準備金の額が増加することを条件として、

資本準備金の全額を減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月十四日
茨城県水戸市吉沢町五六七番地
A - N E X T ホールディングス株式会社
代表取締役 秋葉 良孝

シスミック株式会社
代表取締役 佐々木博史

株式会社横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二三番地二
代表取締役 佐々木博史

株式会社横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二三番地二
代表取締役 中内 晃

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月二十九日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、その所有する株式、株を十八株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年一月十四日
横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二三番地二
代表取締役 佐々木博史

シスミック株式会社
代表取締役 佐々木博史

株式会社横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二三番地二
代表取締役 佐々木博史

シスミック株式会社
代表取締役 佐々木博史

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和八年一月十四日
横浜市千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー二六階
代表取締役 菅沼 俊一

シスミック株式会社
代表取締役 佐々木博史

株式会社横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二三番地二
代表取締役 佐々木博史

シスミック株式会社
代表取締役 佐々木博史

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和八年一月十四日
北海道小樽市色内三丁目二番五号
代表取締役 田中市太郎商店

シスミック株式会社
代表取締役 佐々木博史

株式会社横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二三番地二
代表取締役 佐々木博史

シスミック株式会社
代表取締役 佐々木博史

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和八年一月十四日
北海道函館市若松町八番地
代表取締役 田代千代

シスミック株式会社
代表取締役 佐々木博史

株式会社横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二三番地二
代表取締役 佐々木博史

シスミック株式会社
代表取締役 佐々木博史

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月二十九日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、その所有する株式、株を十八株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公表します。

令和八年一月十四日
東京都江東区東陽二丁目二〇号
株式会社ダイエースペースクリエイト
代表取締役 中内 晃

シスミック株式会社
代表取締役 佐々木博史

株式会社横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二三番地二
代表取締役 佐々木博史

シスミック株式会社
代表取締役 佐々木博史